

# 飯山市水防計画



飯山市

(令和4年度改訂)

## 飯山市水防計画 改訂履歴表

年 月	履 歴	改 訂 内 容	備 考
令和2年8月	策定		
令和3年9月	改訂	避難勧告の廃止他	
令和4年10月	改訂	国管理河川の氾濫危険情報の発表基準追加他	

〔目 次〕

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 責任	3
第4節 安全配慮	5
第5節 水防計画	5
第6節 水防訓練	6
第7節 水防査察	6
第2章 水防組織	7
第1節 市の水防組織	7
第2節 水防関係機関の連絡系統	8
第3節 市の非常配備体制	9
第3章 予報及び警報	11
第1節 気象庁が行う予報及び警報	11
第2節 洪水予報河川における洪水予報	15
第3節 氾濫危険水位等到達情報	18
第4節 水防警報	19
第4章 水位等の観測、通報及び公表	27
第1節 水位の観測、通報及び公表	27
第2節 雨量の観測及び通報	27
第3節 水位の通報系統図	29
第5章 気象予報等の情報収集	30
第6章 通信連絡	30
第1節 非常通話の取扱い	30
第2節 その他の通信施設の使用	30
第3節 非常時等連絡先一覧表	31
第4節 水防信号	33
第7章 重要水防箇所	34
第1節 市内における重要水防箇所	34
第2節 市内主要河川の概要	39
第8章 水門等の操作	41
第1節 水門等	41
第2節 排水ポンプ車の出動	41
第3節 操作の連絡	43
第9章 水防倉庫及び水防資器材	45
第10章 水防活動	49
第1節 巡視及び警戒	49
第2節 水防作業	49
第3節 警戒区域の指定	49
第4節 避難のための立ち退き	50

第 5 節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	50
第 11 章	水防配備の解除	57
第 1 節	水防管理団体の非常配備の解除	57
第 2 節	消防団の非常配備の解除	57
第 12 章	協力及び応援	57
第 1 節	河川管理者の協力	57
第 2 節	水防管理団体相互の応援	57
第 3 節	警察官の援助要求	57
第 4 節	自衛隊の派遣要請	58
第 5 節	水防連絡会との連携	58
第 6 節	企業(地元建設業等)との連携	58
第 7 節	住民、自主防災組織等との連携	58
第 13 章	水防報告等	58
第 1 節	水防記録	58
第 2 節	水防報告	59
第 14 章	水防標識等	61
第 1 節	水防標識	61
第 2 節	身分証票	61
第 15 章	費用負担と公用負担	61
第 1 節	費用負担	61
第 2 節	公用負担	62
第 16 章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	63
第 1 節	洪水対応	63
第 17 章	水防協力団体	64
第 18 章	水防協議会	64
飯山市水防協議会条例		64

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体たる飯山市が、同法第33条第1項の規定に基づき、飯山市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、飯山市の地域にかかる河川の洪水の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

#### 1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村をいう(法第2条第2項)。

#### 2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定した市町村をいう(法第4条)。飯山市がこれに該当する。

#### 3 水防管理者

指定水防管理団体である飯山市長をいう(法第2条第3項)。

#### 4 消防機関

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(岳北消防本部、飯山消防署及び飯山市消防団)をいう(法第2条第4項)。

#### 5 消防機関の長 岳北消防本部消防長をいう(法第2条第5項)。

#### 6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。当市では消防組織法に基づき消防団が水防活動を行う。

#### 7 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(法第12条)。

#### 8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項、その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1項)。

#### 9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地

点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項)。

#### 10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川(水防警報河川等)について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第 2 条第 8 項、法第 16 条)。

#### 11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第 13 条)。

#### 12 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

#### 13 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第 12 条第 1 項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

#### 14 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位)をいう(水防団の出動の目安となる水位である。)

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

#### 15 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

#### 16 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう(市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。)

水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。

#### 17 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位(氾濫危険水位に相当する。)。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川に

においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

#### 18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水であふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

#### 19 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第 14 条)。

### 第 3 節 責任

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

#### 1 水防管理団体(飯山市)の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する(法第 3 条)。具体的には、主に次の事務を行う。

- (1) 水防団の設置(法第 5 条)
- (2) 水防団員等の公務災害補償(法第 6 条の 2)
- (3) 平常時における河川等の巡視(法第 9 条)
- (4) 水位の通報(法第 12 条第 1 項)
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第 15 条)
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練結果についての助言・勧告(法第 15 条の 3)
- (7) 予想される水災の危険の周知(法第 15 条の 11)
- (8) 消防機関の出動準備又は出動(法第 17 条)
- (9) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第 19 条第 2 項)
- (10) 警戒区域の設定(法第 21 条)
- (11) 警察官の援助の要求(法第 22 条)
- (12) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第 23 条)
- (13) 堤防決壊等の通報、決壊後の処置(法第 25 条、法第 26 条)
- (14) 公用負担(法第 28 条)
- (15) 避難のための立ち退きの指示(法第 29 条)
- (16) 水防訓練の実施(法第 32 条の 2)
- (17) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第 33 条第 1 項及び第 3 項)
- (18) 水防協議会の設置(法第 34 条)
- (19) 水防協力団体の指定・公示(法第 36 条)
- (20) 水防協力団体に対する監督(法第 39 条)

- (21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第 40 条)
- (22) 水防従事者に対する災害補償(法第 45 条)
- (23) 消防事務との調整(法第 50 条)

## 2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する(法第 3 条の 6)。具体的には主に次の事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定(法第 4 条)
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第 7 条第 1 項及び第 7 項)
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第 22 条の 2)
- (4) 都道府県水防協議会の設置(法第 8 条第 1 項)
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知(法第 10 条第 3 項)
- (6) 洪水予報の発表及び通知(法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項)
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第 12 条)
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第 13 条の 2)
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知(法第 13 条の 4)
- (10) 浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第 14 条)
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第 15 条の 10)
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定した時の公示(法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項)
- (13) 水防信号の指定(法第 20 条)
- (14) 避難のための立ち退きの指示(法第 29 条)
- (15) 緊急時の水防管理者又は消防機関の長への指示(法第 30 条)
- (16) 水防団員の定員の基準の設定(法第 35 条)
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第 40 条)
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言(法第 48 条)

## 3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第 22 条の 2)
- (2) 洪水予報の発表及び通知(法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項)
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第 12 条)
- (4) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知(法第 13 条の 4)
- (5) 水位情報の通知及び周知(法第 13 条第 1 項)
- (6) 浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第 14 条)
- (7) 大規模氾濫減災対策協議会の設置(法第 15 条の 9)
- (8) 水防警報の発表及び通知(法第 16 条第 1 項及び第 2 項)
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第 31 条)
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第 40 条)
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第 48 条)

## 4 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知(法第 10 条第 1 項、気象



業務法第 14 条の 2 第 1 項)

(2) 洪水予報の発表及び通知(法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項)

5 居住者等の義務

(1) 水防への従事(法第 24 条)

(2) 水防通信への協力(法第 27 条)

6 水防協力団体の義務

(1) 決壊の通報(法第 25 条)

(2) 決壊後の処置(法第 26 条)

(3) 水防訓練の実施(法第 32 条の 2)

(4) 業務の実施等(法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条)

#### 第 4 節 安全配慮

洪水時、水防従事者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、活動員自身の安全は確保しなければならない。

活動員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、主に次のとおりである。

1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な防災行政無線等を携行する。

3 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防従事者を随時交代させる。

5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

6 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め水防従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

7 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

#### 第 5 節 水防計画

1 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

2 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

## 第6節 水防訓練

市は毎年出水期前に、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

なお、訓練要領は、おおむね次の基準により北信建設事務所長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

- 1 洪水等に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得
- 2 洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出動、又は出動の準備等に対する指示命令の系統的訓練

## 第7節 水防査察

市内全域の水防箇所を国土交通省千曲川河川事務所中野出張所、北信建設事務所をはじめ関係機関と合同で毎年出水期前に河川等の巡視を行い実態を把握しておくものとする。

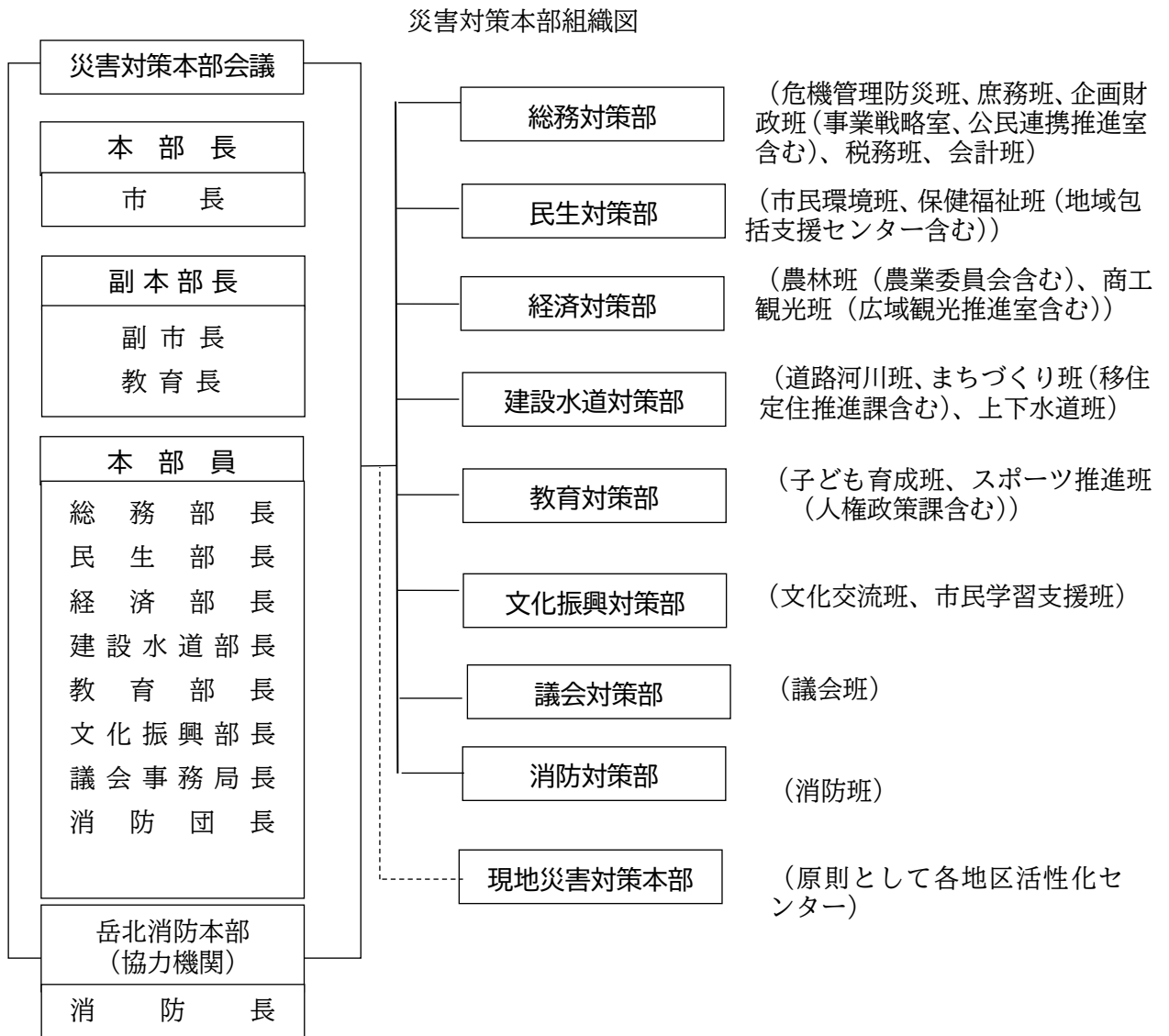
## 第2章 水防組織

### 第1節 市の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は飯山市役所内に飯山市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置し、次の組織で事務を処理する。

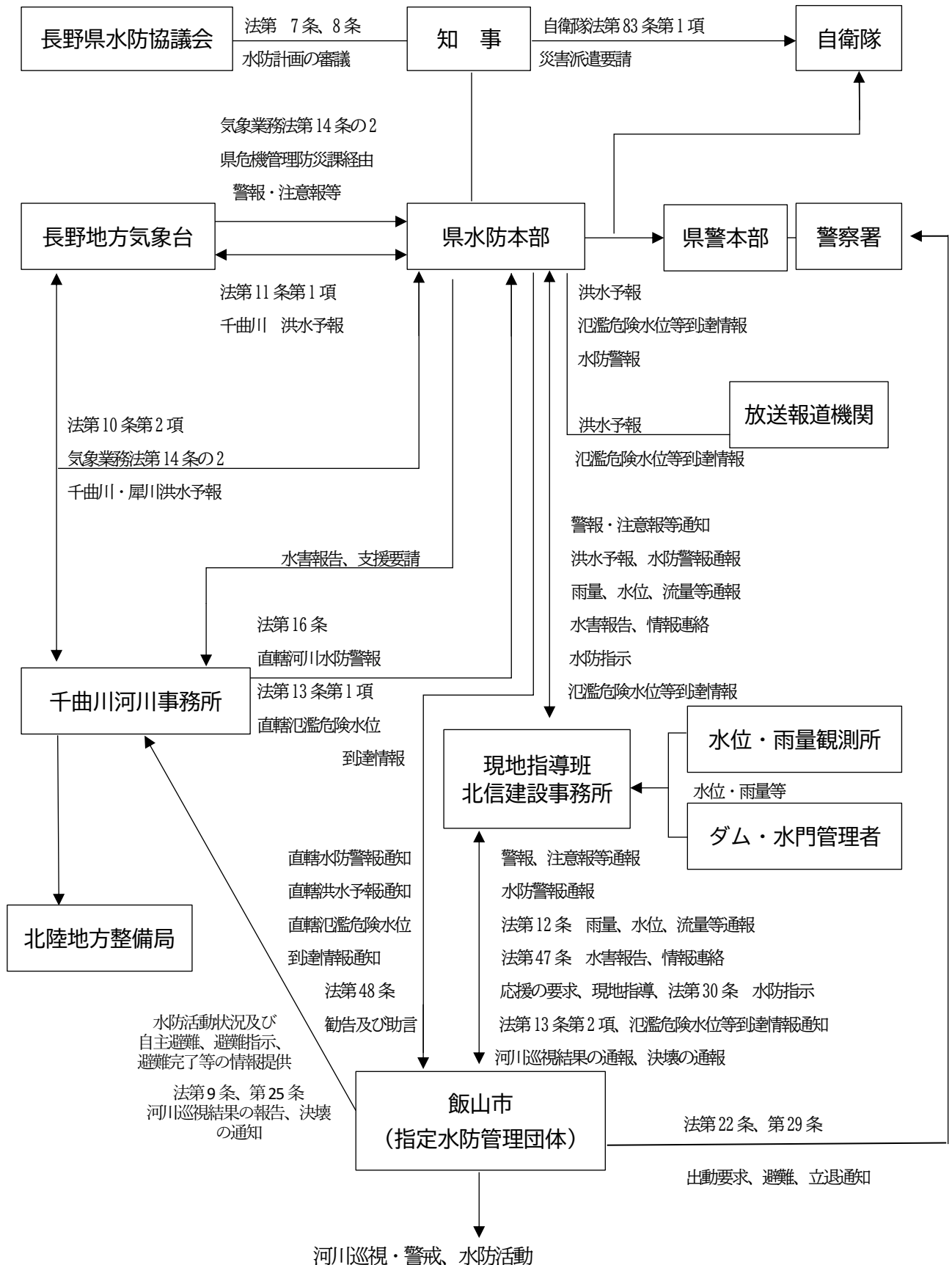
#### 水防本部の組織図

※飯山市災害対策本部の組織をもって水防本部とする。



## 第2節 水防関係機関の連絡系統

主な水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。



### 第3節 市の非常配備体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

#### 市の非常配備

配 備 区 分	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備 (警戒1次体制) 「警戒本部」の設置 警戒の態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象業務法に基づく警報(状況により注意報も含む)が発表され、市長が必要と認めたとき</li> <li>○局地的な集中豪雨、台風の接近</li> <li>○千曲川増水 立ヶ花観測所 水防団待機水位 3m超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市長は、庁議を招集し、気象情報・各種状況等の情報交換を踏まえ、警戒本部を設置する。</li> <li>○各部課長等は第1次配備(警戒1次体制)をとり、状況調査、災害防止に努める。</li> </ul>
第2配備 (警戒2次体制) 「警戒本部」の設置 (災害発生前の体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生のおそれがあるとき</li> <li>○市長が必要と認めたとき</li> <li>○千曲川増水 立ヶ花観測所 氾濫注意水位 5m超</li> <li>○土砂災害危険度が高まったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各部長等は第2配備(警戒2次体制)をとり、状況調査、災害防止に努める。</li> <li>○活性化センター所長は、関係地区の情報収集と本部との連絡調整に当たる。</li> <li>○必要に応じて職員配置を強化する。</li> </ul>
第3配備 (非常1次体制) 「災害対策本部」の設置 (災害発生時の体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に災害が発生したとき</li> <li>○土砂災害警戒情報が発令されたとき</li> <li>○特別警報が発表されたとき</li> <li>○市長が必要と認めたとき</li> <li>○千曲川増水 立ヶ花観測所 避難判断水位 7.5m超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各対策部長は、第3配備(非常1次体制)をとり、被害調査、被害拡大防止、応急復旧等に努める。</li> <li>○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。</li> <li>○必要に応じて職員配置を強化する。</li> </ul>
第4配備 (非常2次体制) 「災害対策本部」の設置 (激甚又は大規模な災害発生時の体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○激甚又は大規模な災害が発生したとき</li> <li>○第3配備(非常体制)では対応できないとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各対策部長は第4配備(非常2次体制)をとり、被害調査、被害拡大防止、応急復旧等に努める。</li> <li>○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。</li> <li>○必要に応じて各部門間の応援体制をとる。</li> </ul>

風水害等における各班の配備基準（令和4年4月1日現在）

対策部	班	第1 配備		第2 配備		第3 配備		第4 配備	
		警戒1次体制		警戒2次体制		非常1次体制		非常2次体制	
増水時等で軽微な対応		警戒本部設置				災害対策本部設置			
総務対策部	危機管理防災班	1	2		4		4		
	庶務班（選挙管理委員会を含む）	1	2		5		10		
	企画財政班（事業戦略室、公民連携推進室を含む）	1	4		9		17		
	税務班				4		13		
	会計班				1		3		
	小 計	3	8		23		47		
民生対策部	市民環境班				3		12		
	保健福祉班（地域包括支援センターを含む）		2		8		35		
	小 計	0	2		11		47		
経済対策部	農林班（農業委員会を含む）		1		7		12		
	商工観光班（広域観光推進室を含む）		1		5		7		
	小 計	0	2		12		19		
建設水道対策部	道路河川班	1	3		14		14		
	まちづくり班（移住定住推進課を含む）	1	2		13		13		
	上下水道班	1	4		10		13		
	小 計	3	9		37		40		
教育対策部	子ども育成班		2		6		9		
	スポーツ推進班（人権政策課含む）		2		3		5		
	小 計	0	4		9		14		
文化振興対策部	市民学習支援班				2		5		
	文化交流班	2	2		2		3		
	小 計	2	2		4		8		
議会対策部	議会班（監査委員会を含む）	1	1		2		3		
	小 計	1	1		2		3		
消防対策部	消防班（岳北消防本部）								
	小 計								
合 計		9	28		98		178		

※ただし、警戒の種類により各班で配備人員を増強

※ただし、発生するおそれのある災害の種類と範囲により、各班で配備人員を増強

※災害の種類と範囲及び規模により各班で配備人員を増強（被災地域の区長・消防団員を考慮）

※全職員（被災地域の区長・消防団員を考慮）

※千曲川は立ヶ花観測所の水位と上流域の降雨量、気象情報により配備人員を判断する。

※ 活性化センター、保育園等、各施設における配備基準  
各施設管理者は、災害の種類及び施設の規模・職員数を考慮して配備基準を定める。

### 第3章 予報及び警報

#### 第1節 気象庁が行う予報及び警報

##### 1 気象庁が発表、伝達及び解説を行う注意報及び警報

長野地方気象台は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

種 類			発 表 基 準
	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	
注 意 報	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。
警 報	水防活動用 気象警報	大雨警報 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中の市町村において、危険度分布(キキクル)の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。 長野県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたとき。

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

2 発表基準

令和4年5月26日現在

飯山市	府県予報区	長野県		
	一時細分区域	北部		
	市町村等をまとめた区域	中野飯山地域		
特別警報	大雨（浸水害）	確率値	R 3 84mm R 48 262mm SWI 172	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	SWI 275	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	8	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	105	
	洪水	流域雨量指数基準	桑名川流域=4.6 出川流域=4.1 広井川流域=5.3 日光川流域=4.1 樽川流域=16.6	
		複合基準	千曲川流域=(5, 52.8)	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川〔立ヶ花〕	
注意報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	6	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	75	
	洪水	流域雨量指数基準	桑名川流域=3.6 出川流域=3.2 広井川流域=4.2 日光川流域=3.2 樽川流域=13.2	
		複合基準	樽川流域=(5, 12.8) 千曲川流域=(5, 47.5)	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川〔立ヶ花〕	

※雨を要因とする特別警報の指標

【大雨特別警報（浸水害）の場合】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

【大雨特別警報（土砂災害）の場合】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

※激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

3 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

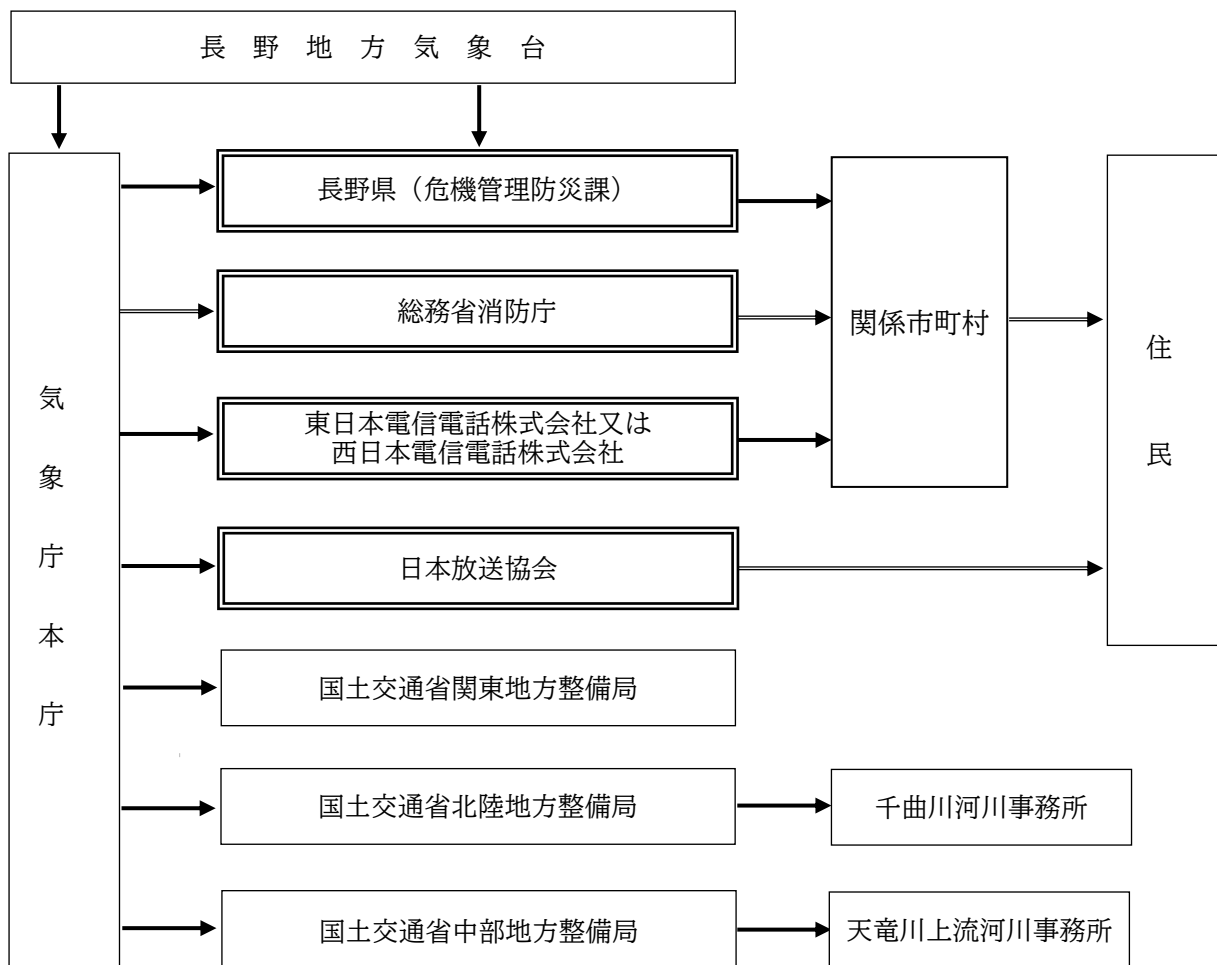


注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

#### 4 警報・注意報等の連絡系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の連絡は、次の系統により行う。



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の二第2項、第4項及び第5項によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3 破線の経路は、気象業務法第13条第3項に基づく周知経路。

## 第2節 洪水予報河川における洪水予報

### 1 種類及び発表基準

知事は国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また避難情報発令判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

なお、国土交通大臣と気象庁長官が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予想した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	情報名	発表基準
洪水 警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救助活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 また、国管理河川においては、従来運用に加え、水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

洪水 注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等による災害リスク等を再認識する等、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
-----------	--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 国土交通大臣が行う洪水予報

水防法第10条第2項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次表のとおりである。

### (1) 洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区域		
犀川	左岸	長野市大字塩生字臥部(両郡橋)	
	右岸	長野市篠ノ井大字小松原字高松	から
		千曲川合流点	まで
千曲川	左岸	上田市大字大屋字向川原(大屋橋)	
	右岸	// 南遠川原	から
	左岸	飯山市大字一山字十二平	
	右岸	下高井郡野沢温泉村大字平林字広見	まで

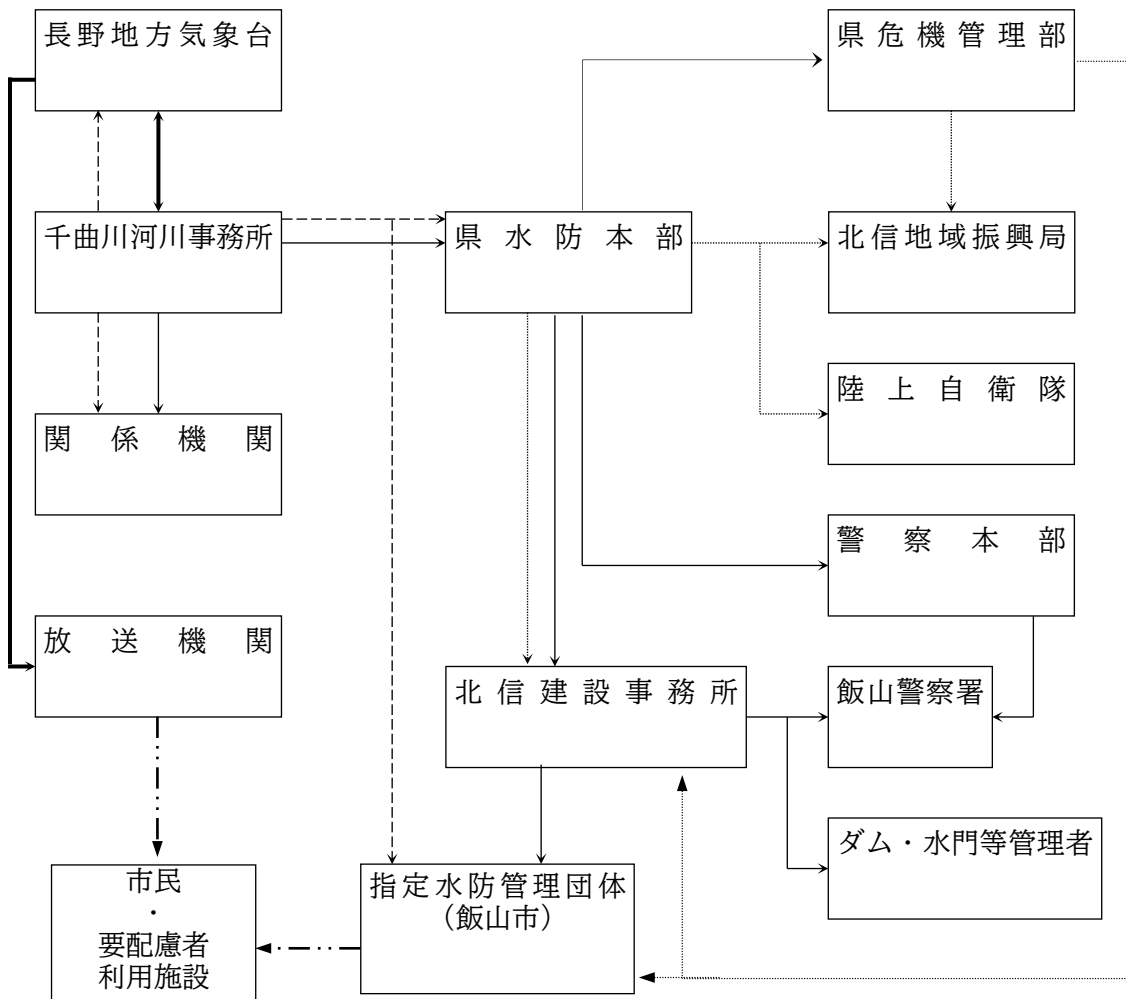
### 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	所在地	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高水 位(m)
犀川	小市	長野市川中島 町四ツ屋地先	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03
千曲川	生田	上田市生田下 梨平 1513-2	0.80	1.90	3.10	4.00	5.75
	杭瀬下	千曲市杭瀬下 牛追 1857-7	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42
	立ヶ花	中野市立ヶ花 52-1	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75

※飯山市では立ヶ花観測所が洪水予報の対象となる

(2) 洪水予報の通知系統(千曲川・犀川)

法第 10 条第 2 項及び法第 13 条の 4 の規定による洪水予報の通知は、次の系統により行う。 〈千曲川・犀川〉



- (注) ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 ————— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由して伝達を示す。  
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。  
 - - - - - は、その他による伝達を示す

(3) 洪水予報の発表形式

発表形式は、資料 3-1 のとおり。(p.23)

3 長野県知事が行う洪水予報

水防法第 11 条第 1 項の規定に基づき、長野県知事と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川が定められているが、飯山市内に該当する河川は存在しない。

### 第3節 氾濫危険水位等到達情報（水位情報の通知及び周知）

#### 1 国土交通大臣が行う氾濫危険水位到達情報

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）が定められているが、飯山市内に該当する河川は存在しない。

#### 2 長野県知事が行う氾濫危険水位等到達情報

水防法第13条第2項の規定により、知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は次表のとおりである。

##### 水位観測所及び区域

河川名	区 域			
千曲川	飯山市一山（湯滝橋）から 新潟県境まで			
河川名	観測所	所在地	避難判断 水位(m)	氾濫危険水 位(m)
千曲川	市川橋	野沢温泉村 虫生	15.4	16.4

#### (1) 氾濫危険水位等到達情報の発表形式

発表形式は、資料3-3のとおり。(p.25)

## 第4節 水防警報

### 1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、避難判断水位到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

### 2 段階と種類

水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

#### (1)水防警報の発表基準

種類	段階	発表基準
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき。
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。

#### (2)水防警報の段階

第一段階 準備 水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに水防団及び消防団の幹部の出動

第二段階 出動 水防団員及び消防団員の出動

第三段階 解除 水防活動の終了

(適宜) 状況 水位、雨量等水防活動に必要な状況

### 3 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条の規定により国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が次に示す計画に基づき、水位・水量を示して水防上の警報を発表する。

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)
千曲川	立ヶ花	中野市立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75

#### 4 長野県知事が行う水防警報

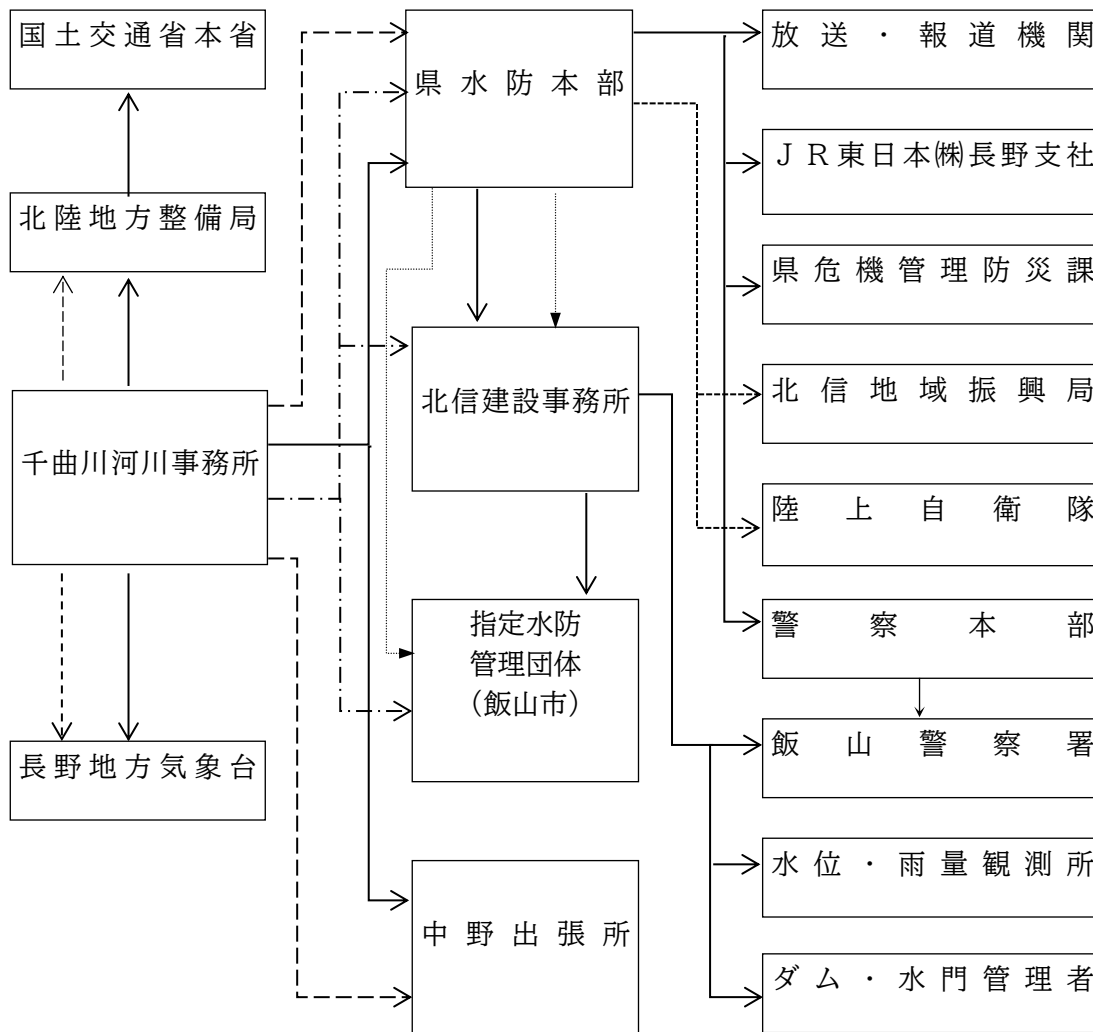
水防法第 16 条の規定により、知事が指定した水防警報を行う河川は次表のとおりである。

河川名	区域		対象水位観測所				関係水防 管理団体	水防警報 発表責任 者
	自	至	名称	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)		
千曲川	飯山市一山 (湯滝橋)	新潟県境	市川 橋	野沢温泉村 虫生	12.0	14.5	飯山市	北信建設 事務所長



## 5 水防警報の伝達系統

### (1) 国土交通省からの伝達系統(千曲川)



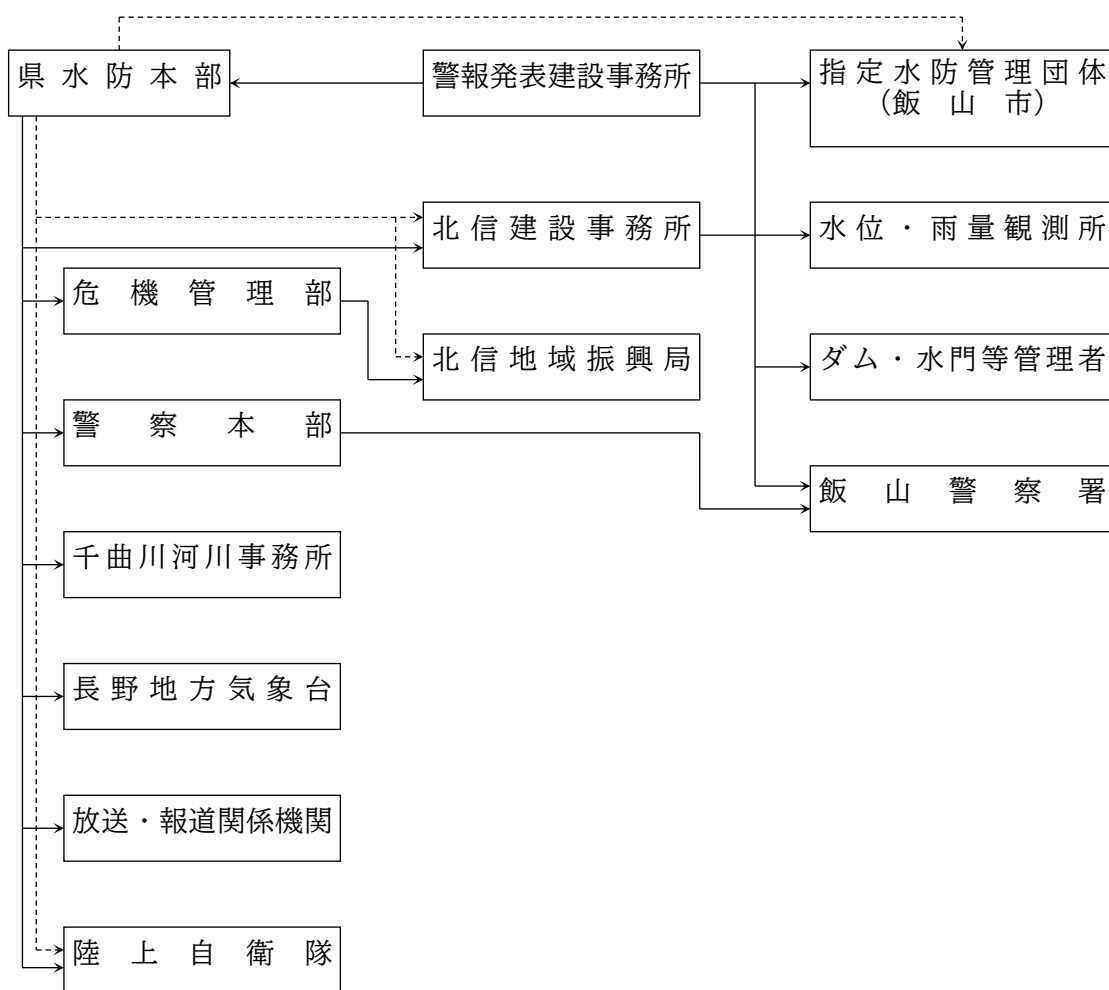
(注) ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

..... は、防災行政無線による伝達を示す。

..... は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統である。

----- は、電子メールによる伝達を示す。

(2) 県からの伝達系統(千曲川)



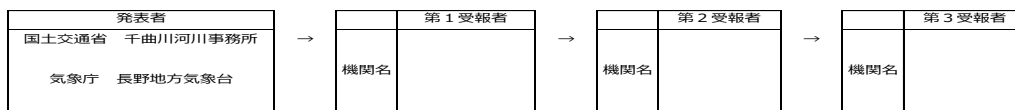
(注) ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

(3) 水防警報の発表形式

発表形式は、資料 3-2 のとおり。(p24)

### 資料3-1 洪水予報の表示形式イメージ



正規

### 氾濫注意情報

千曲川洪水予報第〇号  
洪水注意報(発表)  
令和〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分  
千曲川河川事務所 長野地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】千曲川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】△△川の××観測所(□□市区町村)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意▲▲」に到達し、今後、▲▲はさらに■■する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	0日00時00分~0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分~0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
千曲川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位)

△△川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	***	■■■■				
	***	■■■■				
	***	■■■■				
	***	■■■■				
	***	■■■■				
	***	■■■■				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位[m])

観測所名	〇〇〇水位観測所 〇〇市〇〇市〇〇		
レベル4水位	144.9		
氾濫危険水位	144.6		
レベル3水位	142.5		
レベル2水位	142.0		
氾濫注意水位			
水防団待機水位			
受け持ち区間	〇〇川		
	左岸 〇〇市〇〇市から		
	〇〇市〇〇市		
	右岸 〇〇市〇〇市から		
〇〇市			
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域			

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所  
の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> <a href="https://fri.river.go.jp/">https://fri.river.go.jp</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先  
水位関係：国土交通省 千曲川河川事務所 防災情報課 電話：026-227-7875（内線）515  
気象関係：気象庁 長野地方気象台 電話：026-232-2034

資料3-2 水防警報の発表形式

## 水 防 警 報

種 類	準 備 ・ 出 動 ・ 状 況 ・ 解 除					
発表河川				発表対象 水位観測所	観測所	
発表日時	年 月 日 時 分			発表者	長野県	建設事務所
設定水位	基準水位観測所	観測所				
	水防団待機水位 (水防団の待機)	m				
	氾濫注意水位 (水防団の出動)	m				
	避難判断水位 (避難準備情報の発表)	m				
	氾濫危険水位 (避難勧告の発令)	m				
区分	番号	発 表 内 容				
現 況	1	_____ {ア. 観測所 イ. 流域} の雨量は、 ____日____時 現在 _____ mm に達しました。				
	2	水位は、____日____時 現在 _____m {ア. に達しました。 イ. です。 ウ. に下がりました。}				
	3	水位は、____日____時____分 に {ア. 水防団待機水位 イ. 氾濫注意水位 ウ. 避難判断水位 エ. 氾濫危険水位} {オ. に達しました。 カ. を越えました。}				
	4	水位は、 {ア. 引き続き イ. 1時間に_____cmぐらいの割合で ウ. 急激に} {エ. 上昇しています。 オ. 下降しています。}				
	5	【被害の発生状況等を記入】				
予 想	6	雨は、今後まだ_____ mm 程度降る恐れがあります。				
	7	水位は、今後 {ア. さらに上昇する イ. 下降する} と見込まれます。				
水防団 への 指 示	8	水防機関は、 {ア. 出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 イ. 出動し、厳重に警戒してください。 ウ. 今後の出水状況に応じて、出動人員を増してください。 エ. 厳重に警戒してください。}				
	9	水防警報を解除します。				
	10	ただし、 {ア. 今後も気象状況の変化に十分注意してください。 イ. 被害のあった所は応急作業を続けてください。}				

伝達確認	通知先	河川課				
	通報者					
	受報者					
	通報時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

\_\_\_\_\_川 避難判断水位到達情報

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分 発表

長野県 \_\_\_\_\_建設事務所  
長野県水防本部

【主文】

\_\_\_\_\_川は、\_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分に \_\_\_\_\_市・町・村の  
\_\_\_\_\_水位観測所で、

**高齢者等避難 の発令の目安となる**

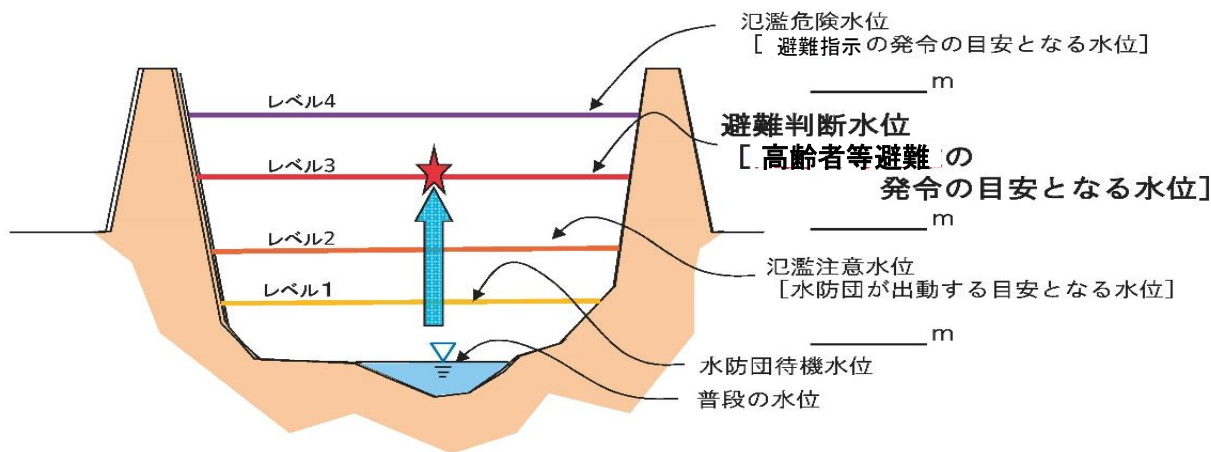
**避難判断水位 \_\_\_\_\_mに達しました。**

\_\_\_\_\_水位観測所では、\_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分 から\_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分までの  
\_\_\_\_\_分間に、水位が約 \_\_\_\_\_m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、  
\_\_\_\_\_市 \_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_市 \_\_\_\_\_までの区間は、  
避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位まであと\_\_\_\_\_mとなっています。

**市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。**

【参考】

\_\_\_\_\_川 \_\_\_\_\_水位観測所（ \_\_\_\_\_市・町・村 \_\_\_\_\_地先）



問い合わせ先  
長野県〇〇建設事務所維持管理課 TEL ×××-×××-××××  
TEL ■■■-■■■-■■■■■  
長野県水防本部（長野県建設部河川課内）TEL 026-232-7533

\_\_\_\_\_川 氾濫危険水位到達情報

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分 発表

長野県 \_\_\_\_\_建設事務所  
長野県水防本部

【主文】

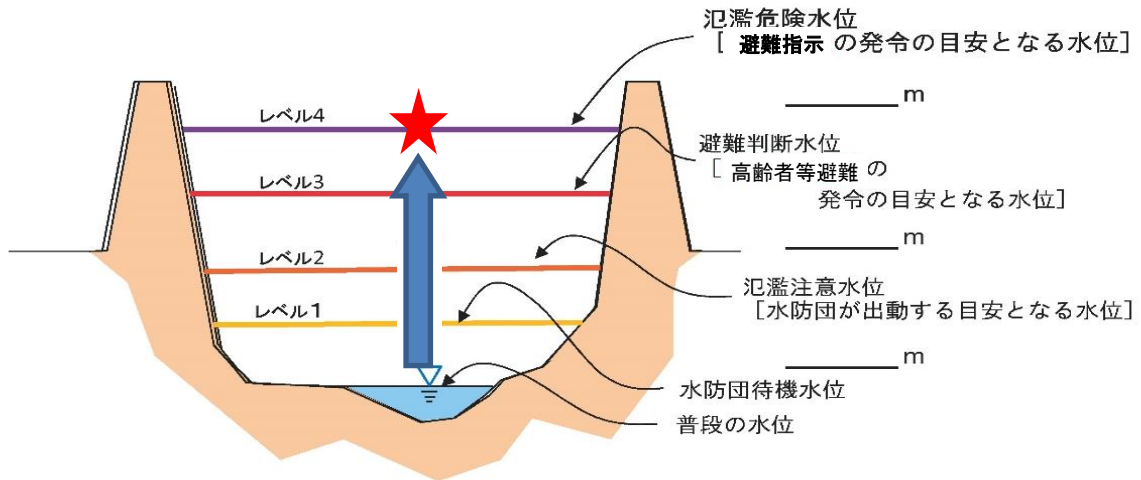
\_\_\_\_\_川は、 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分に \_\_\_\_\_市・町・村の  
\_\_\_\_\_水位観測所で、**避難指示の発令**の目安となる  
**氾濫危険水位** \_\_\_\_\_mに達しました。

\_\_\_\_\_水位観測所では、 \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分 から \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分までの  
\_\_\_\_\_分間に、水位が約 \_\_\_\_\_m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、  
\_\_\_\_\_市 \_\_\_\_\_から \_\_\_\_\_市 \_\_\_\_\_までの区間は、  
河川が氾濫するおそれがあります。

**市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。**

【参考】

\_\_\_\_\_川 \_\_\_\_\_水位観測所（ \_\_\_\_\_市・町・村 \_\_\_\_\_地先）



問い合わせ先	
長野県〇〇建設事務所維持管理課	TEL ×××-×××-××××
	TEL ■■■-■■■-■■■■
長野県水防本部（長野県建設部河川課内）	TEL 026-232-7533

## 第4章 水位等の観測、通報及び公表

### 第1節 水位の観測、通報及び公表

#### 1 水位観測所

市域に係る水位観測所は表4-1のとおりである。

表4-1 市域に係る水位観測所

所 属	観測所名	河川	所在地	備考
国土交通省千曲川河川事務所	柏尾橋	千曲川	飯山市常郷	テレメーター
長野県北信建設事務所	市川橋	千曲川	野沢温泉村虫生	テレメーター
飯山市	飯山	千曲川	飯山市飯山	目視
長野県北信建設事務所	樽川橋	樽川	木島平村往郷	テレメーター
国土交通省千曲川河川事務所	千曲川左岸 38.5k	千曲川	飯山市蓮	危機管理型
国土交通省千曲川河川事務所	上新田揚水機場樋管	千曲川	飯山市木島	危機管理型
長野県北信建設事務所	皿川	皿川	飯山市飯山	危機管理型
長野県北信建設事務所	宮沢	宮沢川	飯山市蓮	危機管理型
長野県北信建設事務所	菜の花橋	樽川	飯山市瑞穂	危機管理型
国土交通省千曲川河川事務所	大関橋左岸	千曲川	飯山市常盤	危機管理型
国土交通省千曲川河川事務所	広井川樋門	千曲川	飯山市照里	危機管理型
長野県北信建設事務所	出川橋	出川	飯山市照岡	危機管理型
長野県北信建設事務所	桑名川橋	桑名川	飯山市照岡	危機管理型
長野県北信建設事務所	市川橋	千曲川	飯山市照岡	危機管理型
国土交通省千曲川河川事務所	皿川樋門	皿川	飯山市飯山	内外水
国土交通省千曲川河川事務所	御立野排水機場	御立野川	飯山市常盤	内外水
国土交通省千曲川河川事務所	広井川樋門	広井川	飯山市照里	内外水
国土交通省千曲川河川事務所	日光川樋管	日光川	飯山市照里	内外水
国土交通省千曲川河川事務所	今井川樋管	今井川	飯山市照里	内外水

※飯山観測所は目視で計測するほか、皿川樋門外水位（千曲川の水位）の数値をもとに算出している。

※「危機管理型」は危機管理型水位計設置個所で、河川管理者が指定した水位を境に計測されるもの。

※「内外水」は樋門・樋管・排水機場の内水位、外水位を計測している。

### 第2節 雨量の観測及び通報

#### 1 雨量観測所

詳細は、表4-2のとおりである。

表4-2 市内に設置されている雨量観測所

所 属	観 測 所 名	位 置	備 考
国土交通省 千曲川河川事務所	戸狩	飯山市大字常郷433-1 (太田地区活性化センター)	自動計測(伝送収録システム付)
県	飯山建設	飯山市大字静岡1340-1	自動計測(伝送収録システム付)
県	斑尾	飯山市大字飯山11492-70	自動計測(伝送収録システム付)
県	温井	飯山市大字一山533	自動計測(伝送収録システム付)
県	黒岩山	飯山市寿2117-2 (県道飯山新井線第4中間より上)	自動計測(伝送収録システム付)
県	桑名川	飯山市照岡388 (新屋改善センター)	自動計測(伝送収録システム付)
県	富倉	飯山市大字富倉1769 (旧富倉小校庭)	自動計測(伝送収録システム付)
飯 山 市	岡山	飯山市大字一山1263-2 (旧羽広山分校校庭)	自動計測(伝送収録システム付)
飯 山 市	飯山	飯山市大字飯山2721-1 (飯山小学校校庭)	自動計測(伝送収録システム付)
飯 山 市	富倉	飯山市大字富倉1771-2 (富倉地区活性化センター)	自動計測(伝送収録システム付)
飯 山 市	瑞穂	飯山市大字瑞穂6385-1 (旧瑞穂保育園)	自動計測(伝送収録システム付)
飯 山 市	太田	飯山市大字常郷430-1 (太田地区活性化センター)	自動計測(伝送収録システム付)
飯 山 市	斑尾	飯山市大字飯山11492-70 (斑尾高原 山の家)	自動計測(伝送収録システム付)
岳北消防本部	飯山消防署	飯山市大字飯山3690番地1	自動計測
長野地方気象台	飯山地域気象観測所	飯山市大字飯山4713	自動計測(伝送収録システム付)



## 2 雨量の通報

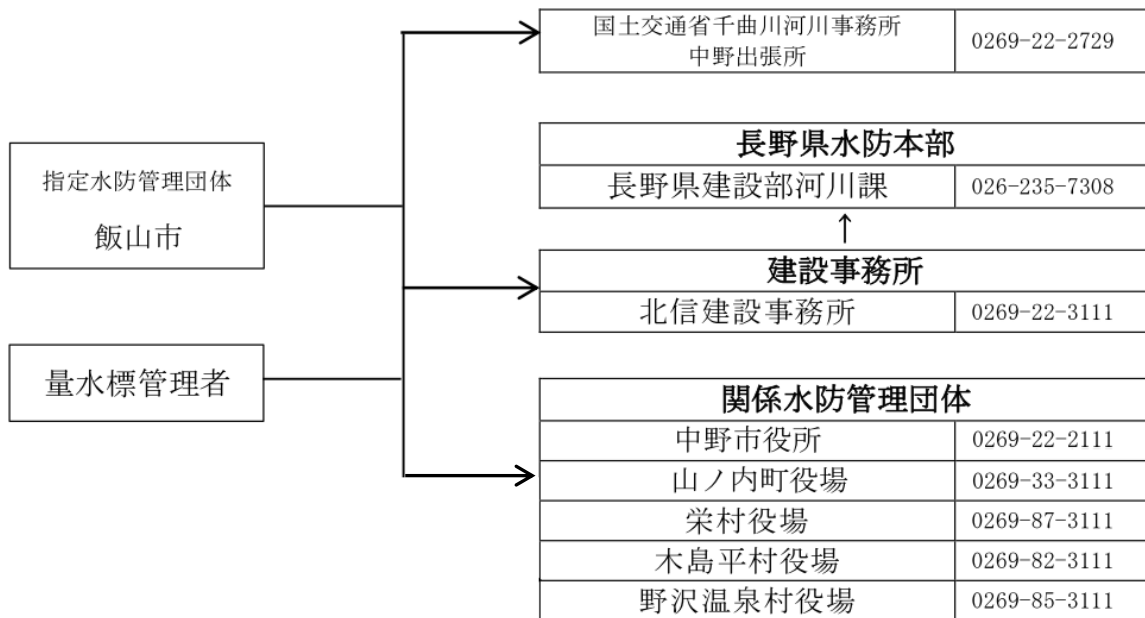
北信建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに県水防本部に通報するものとする。長野県水防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

## 3 通報系統

第3節水位の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

### 第3節 水位の通報系統図

水防管理者又は量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。



## 第5章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位については、以下のウェブサイトでパソコンやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

### 1 気象情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

### 2 雨量・河川水位

(国土交通省)

川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>

川の水位情報 <https://k.river.go.jp/>

水害リスクライン <https://frl.river.go.jp/>

(長野県)

長野県河川砂防情報ステーション <https://www.sabo-nagano.jp/res/portal.html>

長野県防災情報ポータル <https://nagano-pref-bousai.force.com/>

### 3 大雨・洪水警報の危険度分布

大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）

<https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements:inund>

洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）

<https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements:flood>

洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）（メッシュ表示）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/floodmesh.html>

## 第6章 通信連絡

### 第1節 非常通話の取扱い

異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には公衆電話施設を「非常通話」として優先的に使用することができる。非常通話は洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限られている。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合、必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

### 第2節 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、市長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために法第27条第2項の規定により、一般加入電話を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

## 第3節 非常時等連絡先一覧表

(衛)衛星電話回線 (一般)一般電話回線

機関名	所在地	電話番号	備考
国土交通省北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1	(一般)025-280-8880	
国土交通省千曲川河川事務所	長野市鶴賀字峰村 74	(一般)026-227-7611	
// 防災情報課		(一般)026-227-7875	
// 管理課		(一般)026-227-9261	
国土交通省千曲川河川事務所中野出張所	中野市大字西条字吉原 562	(一般)0269-22-2729	FAX 0269-26-0722
長野地方气象台	長野市箱清水一丁目 8-18	(衛)020-81	防災 FAX020-231-8850
// 防災担当窓口		(一般)026-232-3773	
長野県庁	長野市大字南長野字幅 692-2	(一般)026-232-0111	
// 危機管理部		(衛)020-231-5200	bosai@pref.nagano.lg.jp
// 消防課		(衛)020-231-5201	shobo@pref.nagano.lg.jp 防災 FAX020-231-8739
// 消防課総務・通信係		(衛)020-231-5212 (一般)026-235-7407	shobo@pref.nagano.lg.jp FAX 026-233-4332
// 危機管理防災課		(衛)020-231-5211	防災 FAX020-231-8739
// 危機管理防災課 危機管理係		(衛)020-231-5212 (一般)026-235-7408	bosai@pref.nagano.lg.jp FAX 026-233-4332
// 防災係		(衛)020-231-5225 (一般)026-235-7184	//
長野県水防本部 建設部河川課 管理調整係		(衛)020-231-3434 (一般)026-235-7308 (一般)026-232-7533	kasen@pref.nagano.lg.jp
// 計画調査係		(衛)020-231-3437 (一般)026-235-7310	
// 治水係		(衛)020-231-3439 (一般)026-235-7309	
// 災害係		(衛)020-231-3443 (一般)026-235-7311	saigai@pref.nagano.lg.jp
// 建設部道路管理課 安全防災係		(衛)020-231-3401 (一般)026-235-7303	
長野県警察本部(長野県庁内)		(一般)026-233-0110	警備第二課 夜間・土・日祝(総合当直)
長野県消防防災航空センター		(衛)020-544-79	防災 FAX020-544-76
県警交通管制センター	長野市三輪 1-6-15	(一般)026-244-0110	長野中央警察署内
陸上自衛隊 松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	(一般)0263-26-2766	
日本赤十字社 長野県支部	長野市南県町 1074	(一般)026-226-2073	
長野県北信建設事務所	飯山市大字壁田 955	(衛)020-247-361 (一般)0269-22-3111	hokuken-seibi@pref.nagano.lg.jp
// 整備課計画調査係		(一般)0269-23-0793	

機関名	所在地	電話番号	備考
// 飯山事務所	飯山市大字静間 1340-1	(衛)020-244-240 (一般)0269-62-4111	防災 FAX020-244-8745
飯山市役所 総務部	飯山市飯山 1110-1	(一般)0269-62-3111 (衛)020-661-79	防災 FAX020-661-76
// 危機管理防災課		(衛)020-661-8-371	(行政) kikikanri@city.iiyama.lg.jp
// 道路河川課		(衛)020-661-8-271	
// 農林課		(衛)020-661-8-263	
岳北消防本部 指令室	飯山市大字飯山 3690-1	(衛)020-503-8-26	FAX 0269-62-3347
// 総務課		(衛)020-503-8-14	
須坂市役所 総務課	須坂市大字須坂 1528-1	(衛)020-641-79	防災 FAX020-641-76
中野市役所	中野市三好町 1-3-19	(衛)020-651-79 (一般)0269-22-2111	防災 FAX020-651-76 FAX 0269-26-0349
// 危機管理課		(衛)020-651-8-286	
// 道路河川課		(衛)020-651-8-264	
// 豊田支所	中野市大字豊津 2508	(一般)0269-38-3111	
長野市消防局	長野市大字鶴賀 1730 - 2	(衛)020-202-8-101	防災 FAX020-201-76
// 通信指令課		(衛)020-201-8-161	
// 総務課		(衛)020-201-8-101	
須坂市消防本部	須坂市大字小山 1306 番地	(衛)020-644-8-101	防災 FAX020-644-79
岳南広域消防本部	中野市大字江部 1324-2	(衛)020-654-79	防災 FAX020-503-76
長野県赤十字血液センター	長野市稲里町田牧 1288-1	(衛)020-231-8775	
木島平村役場	下高井郡木島平村大字往郷 914-6	(衛)020-662-79	防災 FAX020-662-62
野沢温泉村役場	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9817	(衛)020-663-79	防災 FAX020-663-76
栄村役場	下水内郡栄村大字北信 3433	(衛)020-664-79	防災 FAX020-664-76
山ノ内町役場	山ノ内町大字平穩 3352-1	(衛)020-652-79	防災 FAX020-652-76
長野県建設業協会飯山支部	飯山市大字静間	(一般)0269-62-2579	
山ノ内消防署	山ノ内町大字平穩 4106-11	(一般)0269-33-3119	
豊田分遣所	中野市大字豊津 2483-1	(一般)0269-38-2355	
飯山警察署	飯山市南町 6-1	(一般)0269-62-0110	
北信総合病院	中野市西 1-5-63	(一般)0269-22-2151	
飯山赤十字病院	飯山市大字飯山 226-1	(一般)0269-62-4195	
中部電力パワーグリッド (株) 飯山営業所	飯山市大字静間 353-5	(一般)0120-984-514	

※衛星電話回線へ市役所庁内内線電話から発信する場合は「731」を付して発信する。

#### 第4節 水防信号

水防に用いる信号は次表のとおりとする。

種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	洪水のおそれがある状況に至ったとき。	各団員を招集するとともに一般市民の出動を求め、水防資材を現場へ輸送する。
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	一般市民に周知するとともに、危険地域の住民に避難準備をさせる。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたととき。	警察に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。

種類	警鐘信号	サイレン
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○- 休止 ○- 休止 ○-
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○- 休止 ○- 休止 ○-
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○- 休止 ○- 休止 ○-
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○- 休止 ○-

#### 備考

- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 第7章 重要水防箇所

### 第1節 市内における重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

飯山市における重要水防箇所の設定基準は、表7-1のとおりであり、市内の設定箇所は表7-2のとおりである。

表7-1 重要水防箇所評定基準（国土交通省管理）

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

表 7-2 重要水防箇所

河川名	河川 管理者 名	河川の 種別	左右岸 の別	警戒の 度合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される危険	水防工法
千曲川	国	一級	左	A	363	常郷(湯滝橋上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A、B	567	常郷(柏尾橋下流)	越水・溢水 水衝 洗掘	積土のう 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	A	10	常郷(柏尾橋下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	A	70	柏尾(柏尾橋下流)	水衝洗掘	木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	右	B	416	柏尾(柏尾橋下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左右	B	橋梁	柏尾橋(長野県)	工作物	
千曲川	国	一級	左	B	60	柏尾橋	漏水	月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B、要	331	戸狩(広井川樋門)	越水・溢水 漏 水 破堤跡	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	415	柏尾(柏尾橋上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	100	柏尾(柏尾橋上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A、B	10	戸狩(広井川樋門)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B、要	203	戸狩(広井川樋門)	越水・溢水 漏 水 破堤跡	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	17	戸狩(広井川樋門)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	A、B	10	戸狩(広井川樋門 上流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B、要	280	柏尾(柏尾橋上流)	越水・溢水 破堤 跡	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	155	戸狩(広井川樋門 上流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	49	戸狩(広井川樋門 上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	96	柏尾(柏尾橋上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	200	戸狩(広井川樋門 上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	246	柏尾(常盤橋下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	462	戸狩(常盤大橋下 流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	14	戸狩(常盤大橋下 流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	340	大倉崎(大関橋下 流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	214	大倉崎(大関橋下 流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左右	A	橋梁	大関橋(長野県)	工作物	
千曲川	国	一級	左	B	229	大関橋	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A	30	大関橋	越水・溢水	積土のう

河川名	河川 管理者 名	河川の 種別	左右岸 の別	警戒の 度合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される危険	水防工法
千曲川	国	一級	左	A、B	70	常盤(大関橋上流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	510	常盤(御立野排水 機場)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	0	樽川合流点	漏水	月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	42	常盤(御立野排水 機場)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	453	戸那子(樽川合流 点上流側)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	87	常盤(御立野排水 機場上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B、要	273	常盤(御立野排水 機場上流)	越水・溢水 破 堤跡	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	120	常盤(御立野排水 機場上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	431	常盤(道の駅下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	73	常盤(道の駅)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	16	戸那子(樽川合流 点上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	370	常盤(道の駅上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	78	常盤(道の駅上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	377	天神堂(木島ヘリ ポート下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	220	常盤(道の駅上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	278	常盤(道の駅上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	500	天神堂(木島ヘリ ポート下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	499	飯山(黄金石入口 下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	496	天神堂(木島ヘリ ポート下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	493	飯山(黄金石入口)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	47	飯山(黄金石入口)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	500	坂井(木島ヘリポ ート下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	160	坂井(木島ヘリポ ート)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	49	飯山(黄金石入口)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	86	坂井(木島ヘリポ ート)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	53	坂井(木島ヘリポ ート)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	500	坂井(木島ヘリポ ート上流)	越水・溢水	積土のう



河川名	河川 管理者 名	河川の 種別	左右岸 の別	警戒の 度合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される危険	水防工法
千曲川	国	一級	左	B	587	飯山(皿川樋門下流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	125	飯山(皿川樋門下流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	135	飯山(皿川樋門)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	243	飯山(皿川樋門上流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	100	飯山(皿川樋門上流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	110	飯山(栄川樋門)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	275	飯山(中央橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	497	中央橋	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	79	中央橋	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左右	B	橋梁	新中央橋(長野県)	工作物	
千曲川	国	一級	右	B	220	上新田(中央橋上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	472	飯山(飯山樋管上流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	356	上新田揚水上流	越水・溢水 水衝 洗掘	積土のう 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	B	130	飯山(飯山樋管上流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	194	飯山(城南排水暗渠)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	428	安田(綱切橋下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	320	安田(綱切橋下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	34	綱切橋	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A、B	170	綱切橋	越水・溢水 水衝 洗掘	積土のう 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	B	282	綱切橋	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	70	綱切橋	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左右	B	橋梁	綱切橋(長野県)	工作物	
千曲川	国	一級	左	B	59	綱切橋	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	438	静間(北畑南信号)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	112	静間(北畑南信号上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	73	静間(清川合流点上流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A	332	静間(静間簡易郵便局裏)	越水・溢水	積土のう

河川名	河川 管理者 名	河川の 種別	左右岸 の別	警戒の 度合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される危険	水防工法
千曲川	国	一級	左	A	503	静間(宮沢川合流 点下流)	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A、B	215	静間(宮沢川合流 点下流)	越水・溢水 水衝 洗掘	積土のう 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	B	312	静間(宮沢川合流 点下流)	水衝洗掘	木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	B	20	静間(宮沢川合流 点下流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り 釜段 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	B	115	静間(宮沢川合流 点下流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	75	静間(宮沢川合流 点下流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	90	五位野(宮沢川樋 門下流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	257	五位野(宮沢川樋 門上流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	314	五位野(宮沢川樋 門上流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	A、B	38	蓮(宮沢川樋門上 流)	越水・溢水 水衝 洗掘	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	B	473	蓮(宮沢川樋門上 流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	402	蓮(小牧橋下流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	448	蓮(小牧橋下流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	167	蓮(小牧橋下流)	越水・溢水 漏 水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	43	蓮(小牧橋下流)	越水・溢水 漏 水 水衝洗掘	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	B	56	蓮(小牧橋下流)	越水・溢水 漏 水 水衝洗掘	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	B	184	古牧橋	越水・溢水 漏 水 水衝洗掘	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	A、B	25	古牧橋	越水・溢水 漏 水 水衝洗掘	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	A、B	10	古牧橋	越水・溢水 水衝 洗掘	積土のう 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	A	55	古牧橋	越水・溢水	積土のう
国 計					21,311			
千曲川	県	一級	左	A	400	下境	無堤部 浸水	木流し 蛇籠布せ
千曲川	県	一級	左	A	2,500	桑名川	無堤部 浸水	積土のう
出川	県	一級	左	B	100	和水(集落上)	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ

河川名	河川 管理者 名	河川の 種別	左右岸 の別	警戒の 度合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される危険	水防工法
桑名川	県	一級	右	A	50	中村(集落上)	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
日光川	県	一級	左	A	400	五輪橋上～県道ま で	河積不足 越水 (内水氾濫)	積土のう
			右	A	400			
日光川	県	一級	左	B	200	県道上	護岸等の決壊	木流し
			右	B	200			
今井川	県	一級	右	A	260	大深 (JR 飯山線下 流)	河積不足 越水 (内水氾濫)	積土のう
今井川	県	一級	左	A	380	主要地方道上流	堤高不足 越水 護岸老朽	積土のう 木流し
			右	A	380			
皿川	県	一級	右	B	45	JR 飯山線線路付近	破堤跡 堤防高 裏法崩れ	積土のう 崩壊対策
皿川	県	一級	左	B	50	皿川橋付近	堤防高 越水 (内 水氾濫)	積土のう
寒川	県	一級	左	B	50	エコパーク寒川	天然河岸の決壊	木流し
			右	B	50			
県 計					5,465			
計					26,776			

## 第2節 市内主要河川の概要

市内における主要河川は表 7-3 および表 7-4 のとおりである。

表 7-3 県管理河川

河川名	上流端	下流端
千曲川	飯山市大字一山字十二平1934番地先 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見32番地先 (湯滝橋下流370m)	下水内郡栄村大字北信 (新潟県境)
野々海川	飯山市大字照岡字上ノ山 3853 番地先 同市同大字同字 3856 番の口地先	千曲川への合流点
寒川	飯山市大字照岡字中ノ橋 2376 番の2 地先の農道橋	千曲川への合流点
桑名川	飯山市大字照岡字中島 1418 番の2 地先 同市同大字同字 1418 番の10 地先	千曲川への合流点
出川	飯山市大字照岡字大神楽 705 番地先 同市同大字同字 705 番の口地先	千曲川への合流点
運上川	飯山市大字常郷高野 3116 番の2 地先 同市同大字字横川 3077 番の8 地先	千曲川への合流点
黒井川	飯山市大字一山字上村 692 番地先 同市同大字同字 697 番の8 地先	運上川への合流点
今井川	飯山市大字豊田字菖蒲屋敷 8015 番地先 同市同大字字山田 7075 番地先	千曲川への合流点
日光川	飯山市大字豊田字橋場 6791 番のイ地先 同市同大字字横道 6375 番の2 地先	千曲川への合流点
広井川	飯山市大字旭字佃 5447 番の3 地先 同市同大字字木戸脇 5631 番の2 地先	千曲川への合流点

滝沢川	飯山市大字緑字判官平 2325 番地先 同市同大字字ウドノ入 2328 番地先	広井川への合流点
河川名	上流端	下流端
皿川	飯山市大字旭字松ノ木 1358 番地先 同市同大字同字 1354 番の口地先	千曲川への合流点
清川	飯山市大字静間城の越 10814 番の 8 地先 同市同大字字雨池 4188 番地先	千曲川への合流点
田草川	飯山市大字静間 5280 番の 1 地先 同市同大字 5282 番地先	千曲川への合流点
宮沢川	飯山市大字蓮字五里久保 523 番の 2 地先 同市同大字同字 524 番地先	千曲川への合流点
樽川	下高井郡木島平村字大島山 4979 番の 1 地先	千曲川への合流点
長沢川	沼池からの流出地点	飯山市大字富倉字やせび（新潟県境） // 字大下（新潟県境）
沼池		

表 7-4 市管理河川（準用河川）

河川名	上流端	下流端
御立野川	飯山市大字常盤字今沢1846番地先 // 字飯山境1844番地先	千曲川への合流点
江川	飯山市大字瑞穂字両堰5551番地先 // 5566番地先	千曲川への合流点
栄川	飯山市大字飯山字田中1354番地先市道橋	千曲川への合流点
笹川	飯山市大字旭字石堂7571番地先 // 7572番地先	広井川への合流点
兎川	飯山市大字旭字兎沢443番地先 // 441番の1地先	皿川への合流点
大川	飯山市大字瑞穂字一杯清水2007番地先 // 2021番の1地先	烏川への合流点
上境川	飯山市大字一山字祭神2249番地先 // 字真田2800番地先	千曲川への合流点
南川	飯山市大字緑字沢の入1733番のイ地先 // 1607番の口地先	笹川への合流点
滝の脇川	飯山市大字富倉字太田入3675番地 // 字向平3416番地	松田川への合流点

## 第8章 水門等の操作

### 第1節 水門等

水防上重要な水門等は、表 8-1 のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時には適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

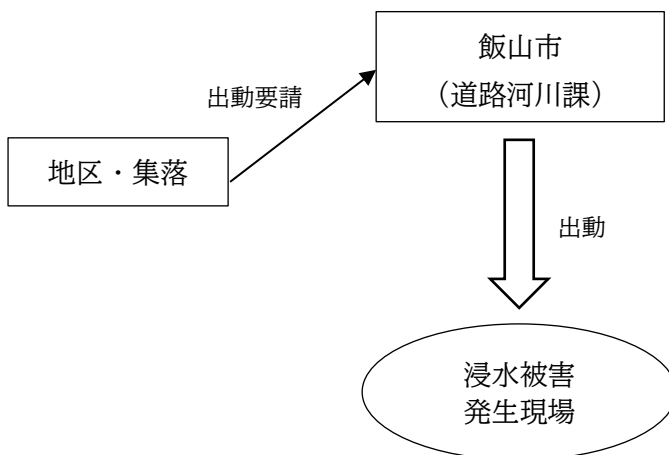
### 第2節 排水ポンプ車の出動

#### 1 飯山市排水ポンプ車の出動の流れ

市は、災害が発生し又はその恐れがある場合、あるいは地区及び集落から出動要請を受け出動が必要と認められる場合において、市所有の排水ポンプ車を出動させる。

#### 飯山市排水ポンプ車の概要

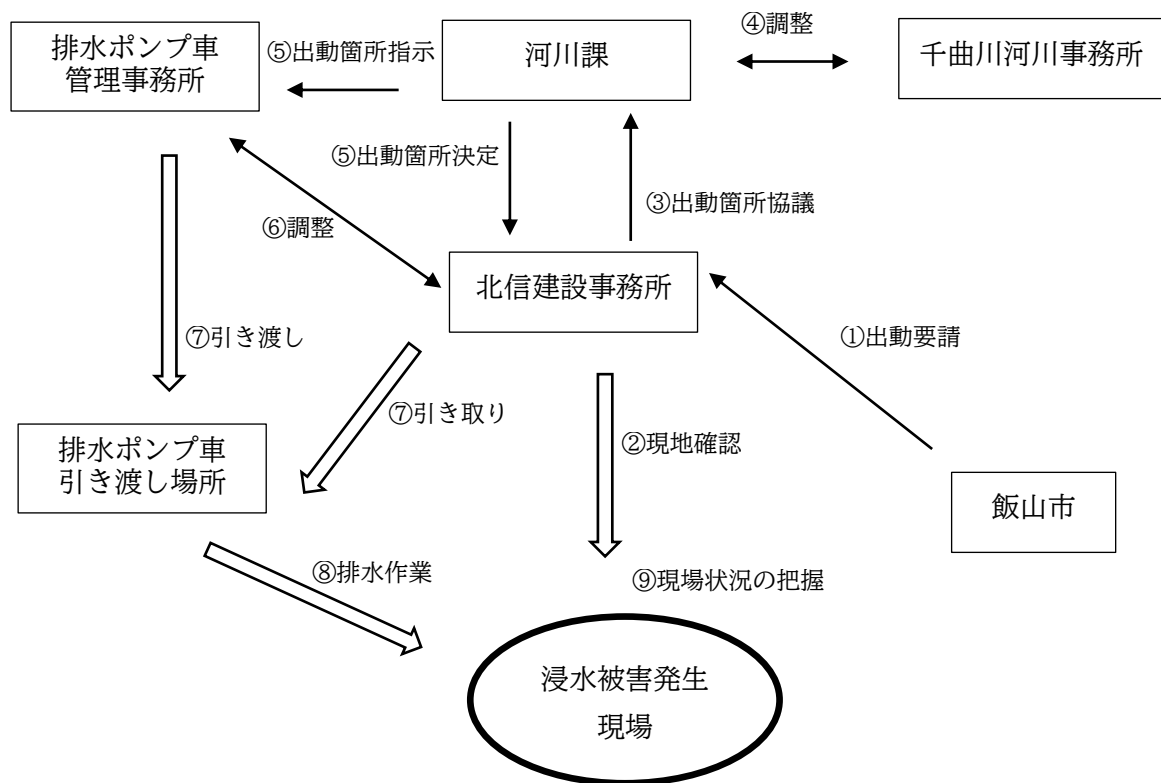
基地名	所在地	台数	車両	排水装置
排水ポンプ車 車庫	飯山市大字飯山 5064 番地 1	1 台	全長 8m、全幅 2.37m 全高 2.8m、 車両総重量 7950kg	総排水量 30 m <sup>3</sup> /min 排水ポンプ φ200mm(7.5 m <sup>3</sup> /min)×4 台 排水ホース 50m×4 本



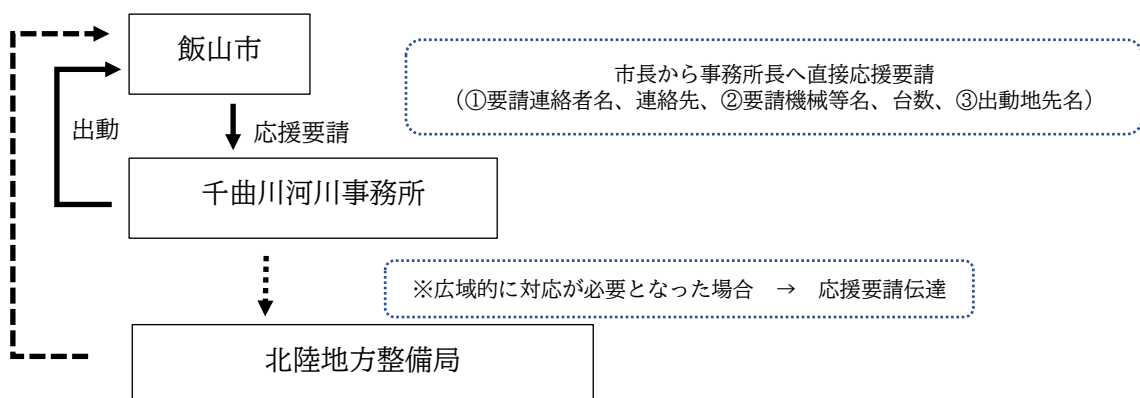
## 2 排水ポンプ車の応援要請

市は、災害が発生し又はそのおそれがある場合に、次のとおり排水ポンプ車の応援を要請する。

### (1) 長野県への応援要請の流れ



### (2) 国土交通省への応援要請の流れ



### 第3節 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、北信建設事務所、下流域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

表 8-1 水防上重要な水門等

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者又は操作担当者の連絡方法(電話)
千曲川	一級	宮沢川樋門	飯山市大字蓮	国土交通省	中野出張所	操作要領による	0269-22-2729
千曲川	一級	静間樋管	飯山市大字静間	飯山市(道路河川課)	飯山市消防団第1分団長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	飯山城南樋管	飯山市大字飯山字上町	飯山市(まちづくり課)	飯山市(まちづくり課)	操作規程による	0269-67-0738
千曲川	一級	飯山樋管	飯山市大字飯山	国土交通省	飯山市(まちづくり課)	操作要領による	0269-67-0738
千曲川	一級	栄川樋管	飯山市大字飯山	国土交通省	飯山市(まちづくり課)	操作要領による	0269-67-0738
千曲川	一級	皿川樋門	飯山市大字飯山	国土交通省	中野出張所	操作要領による	0269-22-2729
千曲川	一級	有尾樋管	飯山市大字飯山	飯山市(農林課)	飯山市消防団第1分団長	操作規程による	0269-67-0729
千曲川	一級	坂井樋管	飯山市大字坂井	飯山市(農林課)	坂井区長	操作規程による	0269-67-0729
千曲川	一級	木島第1排水機場	飯山市大字木島	飯山市(農林課)	運転管理委員会委員長	操作規程による	0269-67-0729
千曲川	一級	中島排水樋管	飯山市大字常盤字中島	飯山市(農林課)	小沼区長	操作規程による	0269-67-0729
千曲川	一級	御立野川樋門・排水機場	飯山市大字常盤	国土交通省	飯山市(道路河川課)御立野排水管理委員会	操作要領による	0269-67-0737
千曲川	一級	大倉崎樋管	飯山市大字常盤	飯山市(道路河川課)	飯山市消防団第7分団長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	常盤排水樋管	飯山市大字照里字戸塚	飯山市(農林課)	(株)フクザワコーポレーション	操作規程による	0269-67-0729
千曲川	一級	木島雨水排水樋管	飯山市大字飯山	飯山市(上下水道課)	飯山市(上下水道課)	操作規程による	0269-67-0739
千曲川	一級	広井川樋門・救急排水機場	飯山市大字照里字八丁島	国土交通省	飯山市(道路河川課)戸狩区長	操作要領による	0269-67-0737
千曲川	一級	今井川樋管	飯山市大字常郷	国土交通省	中野出張所	操作要領による	0269-22-2729
千曲川	一級	下柏尾樋管	飯山市大字瑞穂字南原	国土交通省	中野出張所	操作要領による	0269-22-2729
千曲川	一級	日光川樋管	飯山市大字戸狩	国土交通省	中野出張所	操作要領による	0269-22-2729
千曲川	一級	西大滝ダム	飯山市照岡字川端	東京電力リニューアブルパワー(株)	信濃川事業所土木保守グループ	西大滝ダム管理規程による	090-5339-4952
千曲川	一般	城山雨水排水ポンプ場	飯山市大字飯山	飯山市(まちづくり課)	飯山市(まちづくり課)	操作要領による	0269-67-0738

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者又は操作担当者の連絡方法(電話)
千曲川	一般	長峰揚水機場・揚水樋門	飯山市大字飯山	下水内中部土地改良区	長峰水系用水委員長	操作要領・施設管理規定による	0269-62-1052
千曲川	一般	常盤揚水機場	飯山市大字常盤	下水内中部土地改良区	常盤水系用水委員長	施設管理規定による	0269-62-0229
樽川	一級	大樋樋門	木島平村上木島	長野県	飯山市(農林課)木島用排水委員長	樽川水位上昇時操作規程作中慣行による操作	0269-67-0729
樽川	一級	蛭川樋門	木島平村上木島	長野県	飯山市(道路河川課)木島用排水委員長	操作要領による	0269-67-0737
樽川	一級	天神堂樋門	飯山市大字天神堂	長野県	飯山市(道路河川課)天神堂区長	操作要領による	0269-67-0737
樽川	一級	宮脇樋門	飯山市大字天神堂	長野県	飯山市(道路河川課)天神堂区長	操作要領による	0269-67-0737
樽川	一級	彦四郎樋門	飯山市大字戸那子	長野県	飯山市(道路河川課)戸那子区長	樽川水位上昇時操作規程作中慣行による操作	0269-67-0737
樽川	一級	小見樋門	木島平村小見橋下流右岸	長野県	小見区長	樽川水位上昇時操作規程作中慣行による操作	0269-82-3111
樽川	一級	中村樋門	木島平村樽川橋下流右岸	長野県	中村区長 栄町区長	樽川水位上昇時操作規程作中慣行による操作	0269-82-3111
樽川	一級	谷地樋門	木島平村谷地新橋上流右岸	新橋地区	新橋地区耕作組合長	樽川水位上昇時操作規程作中慣行による操作	0269-82-3111
樽川	一級	戸那子機場	木島平村中村	木島平村役場産業課	運転管理委員会委員長	操作の基準による	0269-82-3111
樽川	一級	木島第2排水機場	木島平村大字穂高	飯山市(農林課)	運転管理委員会委員長	操作の基準による	0269-67-0729
千曲川	一級	桑名川1号	飯山市大字照岡	長野県	飯山市(道路河川課)桑名川区長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	桑名川2号	飯山市大字照岡	長野県	飯山市(道路河川課)桑名川区長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	桑名川3号	飯山市大字照岡	長野県	飯山市(道路河川課)桑名川区長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	桑名川4号	飯山市大字照岡	長野県	飯山市(道路河川課)桑名川区長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	桑名川5号	飯山市大字照岡	長野県	飯山市(道路河川課)桑名川区長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	下境1号	飯山市大字一山	長野県	飯山市(道路河川課)下境区長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	下境2号	飯山市大字一山	長野県	飯山市(道路河川課)下境区長	操作規程による	0269-67-0737
皿川	一級	皿川樋門	飯山市有尾左岸1ヶ所	長野県	有尾区長	皿川水位上昇時	0269-62-1150



## 第9章 水防倉庫及び水防資器材

- 1 市有水防倉庫及び備蓄資器材は表 9-1 のとおり。ただし水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。
- 2 水防管理者は、備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資器材を千曲川河川事務所長又は北信建設事務所長の承認を受けて使用することができる。

なお、千曲川河川事務所長及び北信建設事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

- 3 水防管理者は、市及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省千曲川河川事務所長又は北信建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

表 9-1 水防倉庫資器材一覧

資器材名(規格)	管轄・倉庫名	国土交通省				飯山市				
		蓮	飯山	木島	小計	上町	野坂田	小沼	戸狩	小計
万年土嚢 (袋)			2,770	6,250	9,020	6,000	8,000	5,500	3,500	23,000
1 t 土嚢 (枚)		435	50	50	535	50				50
0.5 t 土嚢 (枚)				65	65					
麻袋 (枚)			1,150	1,470	2,620					
越水止水土嚢 (個)										
蛇籠 (15cm*60cm*5m) (本)			35	35	70				30	30
提灯蛇籠 (15cm*60cm*5m) (本)			12	12	24					
提灯蛇籠 (15cm*45cm*5m) (本)										
むしろ (0.9m*1.8m) (枚)			100	100	200					
ビニルむしろ (0.9m*1.8m) (枚)			1	1	2	190	70	30		290
ビニルむしろ (1.8m*3.6m) (枚)										
二子縄 (玉)			12	39	51	5			30	35
鉄線 (#8) (kg)			1,075		1,075					
鉄線 (#10) (kg)				20	20					
ビニルシート (2.7m*5.4m) (枚)			4	13	17	50	90	50		190
ビニルシート (3.6m*5.4m) (枚)		79		15	94	50	30		10	90
ビニルシート (5.4m*5.4m) (枚)				12	12					
ビニルシート (7.2m*5.4m) (枚)			20		20					
ビニルシート (10.0m*10.0m) (枚)		10			10					
トラロープ (12m/m) (巻)						3	3	3		9
ビニルロープ (12m/m200m巻) (巻)			4	2	6					
鋼杭 (径16*1.2m) (本)			43	130	173	250	250	100	50	650
鋼杭頭の丸いもの (径16*1.2m) (本)			47	2	49					
単管 (径48.6m/m*4m) (本)				2	2					
単管 (径48.6m/m*3m) (本)			6	22	28	190	120		50	360
ビニルパイプ (径15cm*4m) (本)			1	5	6		1			1
ビニルパイプ (径15cm*5m) (本)										
ビニルパイプ (径15cm*2.5m) (本)				6	6					
木杭 (末口9cm*2.0m) (本)			8		8					
木杭 (末口6cm*1.8m) (本)				24	24					
木杭 (末口10cm*1.5m) (本)				13	13	100	60	40		200
木杭 (末口9cm*1.2m) (本)			8	19	27					
ツルハシ (丁)			2	2	4				14	14
ハンマー (8ポンド) (丁)			7	8	15	14	6			20
ハンマー (1kg) (丁)										
掛矢 (丁)			5	7	12	4	4		20	28
スコップ (剣スコ) (丁)			16	31	47	45	33	10	42	130

資器材名 (規格)	管轄・倉庫名	国土交通省				飯山市				
		蓮	飯山	木島	小計	上町	野坂田	小沼	戸狩	小計
一輪車 (台)			12	11	23	6	1		2	9
鋸 (片刃0.4) (丁)			1	1	2					
手斧 (丁)			2	4	6		2			2
ペンチ (丁)			5	1	6	13	4			17
シノ (丁)			9	5	14	5				5
鉄線カッター (丁)			5	4	9					
鉄線カッター (小型) (丁)			1		1					
鎌 (芝刈用) (丁)			1	3	4					
鎌 (稲刈用：ギザギザ刃) (丁)			13	26	39	6	5	1		12
ナタ (丁)			1	1	2	3				3
カナヅチ (丁)			2	7	9					
釘袋 (丁)										
熊手 (丁)			5		5					
T型マット (枚)			1	1	2					
バール (本)										
ゴーグル (個)				1	1					
懐中電灯 (個)			2	2	4					
油吸着マット (1枚もの) (箱)			2		2					
油吸着マット (ロール) (箱)										
油吸着マット (フラッグ状もの) (箱)			4	2	6					
オイルフェンス (L=20m) (袋)			3		3					
中和剤 (袋)										
パケットテスト (セット)										
赤白旗 (縦40cm横50cm紐付き) (枚)										
赤白ポール (2m木製) (本)										
消火剤 (MA-10型PR 3kg) (本)										
消火マット (1m*1m) (枚)										
ビニール袋 (100ℓくらい) (枚)			1		1					
柄杓 (長柄) (ケ)										
バケツ (20ℓくらい) (個)			4		4					
荷造り紐 (ビニール紐 (補強用)) (巻)			2	3	5					
カッターナイフ (大型のもの) (個)			5	10	15					
トラロープ (12m/m (20m)) (巻)										

資器材名（規格）	管轄・倉庫名	国土交通省				飯山市				
		蓮	飯山	木島	小計	上町	野坂田	小沼	戸狩	小計
袋型根固め用袋材（2t用）	（袋）	382			382					
袋型根固め用袋材（3t用）	（袋）	200			200					

## 第10章 水防活動

### 第1節 巡視及び警戒

#### 1 平常時

水防管理者、消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という)は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川管理者は、必要な措置を行うとともに措置状況を市に報告するものとする。

河川管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに措置状況を市に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章第1節に定める河川管理者の協力のほか必要に応じて、河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

#### 2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、表7-2に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、北信建設事務所長及び河川管理者に連絡し、北信建設事務所長は県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第5節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- イ 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ロ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ハ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ニ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ホ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ヘ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 第2節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには自身の避難を優先する。

### 第3節 警戒区域の指定

#### 1 法第21条に基づく指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区

域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、またこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 2 災害対策基本法第 63 条に基づく指定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長又は市長の委任を受けた市の職員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、市長又は市長の委任を受けた市の職員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、市長又は市長の委任を受けた市の職員の職権を行うことができるものとする。市長又は市長の委任を受けた市の職員がいない場合に限り、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条第 2 項に規定する災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官も、市長又は市長の委任を受けた市の職員の職権を行うことができるものとする。

### 第 4 節 避難のための立ち退き

- 1 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又は消防機関の長は、必要と認める区域の居住者に対し防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、口頭、水防信号、防災情報メールその他の方法により避難のため立ち退きを指示するものとする。この場合において、当該区域を管轄する飯山警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 市長は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を北信建設事務所長に速やかに報告するものとする。
- 3 指定緊急避難場所は表 10-1 及び指定避難所は表 10-2 に示すとおりとし、避難所には市職員を配置するなどして受け入れ体制を速やかにとらなければならない。
- 4 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、ハザードマップを作成し、避難場所、避難路その他必要な事項について一般に周知しておくものとする。

### 第 5 節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

#### 1 決壊・漏水等の通報(法 25 条)

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長、ダム等の管理者又は水防協力団体の代表者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

決壊後といえども水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

表 10-1 指定緊急避難場所（※地震及び土砂災害時の避難場所を含む）

NO	指定緊急避難場所 ※地震時はグラウンドや広場 などの屋外	指定緊急避難 場所と 指定避難所を 兼ねる	避難可能な災害			所在地	収容可 能人数	
			洪水	土砂 災害	地震 (屋外)		屋内	屋外
1	旧市民会館前広場	—		○	○	飯山 2 7 4 9		500
2	飯山市公民館	○	—	○	○	(駐車場) 飯山 1 4 3 6 - 1	540	2,000
3	市立飯山図書館	○	—		○	(駐車場) 飯山 1 4 2 1	230	
4	いいやま女性センター未来	○	—		○	(駐車場) 飯山 1 4 3 1	130	
5	飯山市立飯山小学校	○		○	○	(グラウンド) 飯山 2 4 0 0	420	5,000
6	鉄砲町児童公園	—			○	南町 2 4 - 3		250
7	寺町シンボル広場	—			○	飯山 7 4 7 - 8		300
8	新町児童公園	—			○	飯山 2 8 0 - 2		800
9	上町児童公園	—			○	南町 2 1 - 2		250
10	旧あきは保育園園庭	—			○	南町 6 - 7		200
11	城北グラウンド	—			○	飯山 2 7 1 9 - 1		5,000
12	飯山市立しろやま保育園園庭	—			○	飯山 2 9 1 0 - 1		320
13	飯山市武道館	○		○	○	(前広場) 飯山 2 7 4 2 - 1	360	
14	長野県飯山高等学校	○		○		※城北グラウンドへ 飯山 2 6 1 0	1,600	
15	須多峰介護センター	○	—	○	○	(センター前) 飯山 7 3 5 5 - 4	662	150
16	まだらお高原山の家	○		○	○	(駐車場) 飯山 1 1 4 9 2 - 7 0	383	900
17	飯山市立城南中学校	○	○	○	○	(グラウンド) 静間 1 0 8 8	1,120	8,250
18	新田創造館前	—			○	蓮 4 7 4 7		150
19	秋津地区活性化センター	○		○	○	(センター前) 静間 2 5 9 8 - 1	200	200
20	飯山市立秋津小学校	○	○	○	○	(グラウンド) 静間 2 6 0 8	280	5,000
21	飯山市立木島小学校	○		○	○	(グラウンド) 野坂田 4 8 4 - 3	290	3,750
22	飯山市勤労者体育館	○		○	○	(駐車場) 野坂田 7 8 1 - 4	220	750
23	飯山市立木島保育園	○		○	○	(園庭) 野坂田 8 4 9	380	1,000
24	木島地区活性化センター	○		○	○	(センター前) 木島 1 0 1 1	300	400
25	木島平中学校	○	○			木島平村大字往郷 839	200	
26	飯山市立東小学校	○	○	○	○	(グラウンド) 瑞穂 4 1 3	240	5,500
27	旧瑞穂保育園園庭	—			○	瑞穂 6 3 8 5		1,500
28	飯山市立瑞穂保育園	○			○	(園庭) 瑞穂 1 1 1 2	140	1,000
29	旧北瑞保育園園庭	—			○	瑞穂豊 6 0 2		750
30	瑞穂地区活性化センター	○	—	○	○	(センター前) 瑞穂 4 1 7 4	210	500
31	柏尾農村研修集会施設	○	—	○	○	(前広場) 瑞穂豊 6 9 3 - 1	130	90
32	北原コミュニティーセンター	○		○	○	(前広場) 瑞穂豊 2 1 4 9 - 3	150	

NO	指定緊急避難場所 ※地震時はグラウンドや広場 などの屋外	指定緊急避難 場所と 指定避難所を 兼ねる	避難可能な災害				指定緊急避難場所 ※地震時はグラウンド や広場などの屋外	収容可 能人数	
			洪水	土砂 災害	地震 (屋外)			屋内	屋外
33	飯山市立泉台小学校	○	—	○	○	(グラウンド)	旭5339	270	5,000
34	大川ふれあい交流センター	○		○	○	(センター前)	旭1601-7	60	90
35	飯山市市民体育館	○	○		○	(前広場)	旭4722	1,160	2,500
36	飯山市立いずみだい保育園	○		○	○	(園庭)	小佐原6762	170	400
37	柳原地区活性化センター	○		○	○	(センター前)	小佐原6832	140	250
38	富倉地区活性化センター	○		○	○	(センター前)	富倉1769	140	3,500
39	外様地区活性化センター	○	—	○	○	(センター前)	中曾根50-1	280	3,000
40	飯山市立常盤小学校	○		○	○	(グラウンド)	常盤5228	240	4,500
41	飯山市立常盤保育園	○		○	○	(園庭)	常盤5256-5	290	1,000
42	常盤地区活性化センター	○		○	○	(センター前)	常盤1498	300	350
43	飯山市立城北中学校	○	—	○	○	(グラウンド)	照里808-1	430	5,000
44	勤労青少年ホーム前広場	—			○		照里1215		1,000
45	飯山市立戸狩小学校	○	—	○	○	(グラウンド)	豊田4975	300	5,000
46	飯山市立とがり保育園	○		○	○	(園庭)	豊田4931-1	310	1,000
47	トピアホール	○	○	○	○	(駐車場)	豊田6569	938	350
48	太田地区活性化センター前庭	—			○		常郷405-イ		500
49	エコパーク寒川	○		○	○	(前広場)	照岡2600-1	200	400
50	西大滝農村研修集会施設	○	—	○	○	(前広場)	照岡3027-1	50	120
51	温井多目的交流センター	○		○	○	(前広場)	一山537	50	750
52	旧羽広山分校校庭	—			○		一山1263-2		500
53	いいやま湯滝温泉	○	—	○	○	(駐車場)	一山1898-1	130	300
54	岡山地区活性化センター	○	○	○	○	(センター前)	照岡487-6	210	200
55	森の家ターミナルハウス	○	○	○	○	(駐車場)	照岡1571-15	347	1,000



表 10-2 指定避難所（※地震及び土砂災害時の避難所を含む）

地区	地域 (災害別に避難所等が異なることに留意)		指定避難所	洪水時 2次避難 所(※ 1)	指定緊急 避難所と 指定避難 所を兼ねる	所在地	収容可能人数
	地震・土砂災害等	洪水					屋内
飯山地区	栄町・奈良沢・上倉・西山・鉄砲町	—	飯山市公民館		○	飯山1436-1	540
		—	市立飯山図書館		○	飯山1421	230
		—	いいやま女性センター未来		○	飯山1431	130
	本町・肴町・福寿町		飯山市立飯山小学校		○	飯山2400	420
	松倉・金山・南新町・県町・新町・上町	—	文化交流館なちゅら			飯山1370-1	700
	田町	—	飯山市武道館		○	飯山2742-1	360
	愛宕町・神明町・有尾・北町		長野県飯山高等学校		○	飯山2610	1,600
	市ノ口・曙町	—	須多峰介護センター		○	飯山7355-4	662
	分道・斑尾		まだらお高原山の家		○	飯山11492-70	383
	県町・(中町・中町北部・北畑・大久保)	県町・南新町・新町・上町・栄町・鉄砲町・本町・奈良沢・肴町・福寿町・(安田・上新田・野坂田・中町北部・北畑)		飯山市立城南中学校		○	静間1088
	田町・北町・愛宕町・神明町・市ノ口・有尾・(尾崎・顔戸・上野・大倉崎・柳新田・戸隠・大池・上水沢・下水沢・大塚・小沼)		飯山市市民体育館		○	旭4722	1,160
秋津地区	上組・中山根		秋津地区活性化センター		○	静間2598-1	200
	伍位野・荒船・秋津中央・飯駒・茂右工門新田・深沢	伍位野・上組・中山根・大久保	飯山市立秋津小学校		○	静間2608	280
	中町・中町北部・北畑・大久保・(県町)	中町北部・北畑・(県町・南新町・新町・上町・栄町・鉄砲町・本町・奈良沢・肴町・福寿町・安田・上新田・野坂田)	飯山市立城南中学校		○	静間1088	1,120
木島地区	(県町・中町・中町北部・北畑・大久保)	安田・上新田・野坂田・(県町・南新町・新町・上町・栄町・鉄砲町・本町・奈良沢・肴町・福寿町・中町北部・北畑)	飯山市立城南中学校		○	静間1088	1,120

地区	地域 (災害別に避難所等が異なることに留意)		指定避難所	洪水時 2次避難 所(※ 1)	指定緊急 避難場所と 指定避難所を 兼ねる	所在地	収容可能人数
	地震・土砂災害等	洪水					屋内
木島地区	野坂田・坂井		飯山市立木島小学校		○	野坂田484-3	290
	上新田		飯山市勤労者体育館		○	野坂田781-4	220
	下木島・天神堂		飯山市立木島保育園		○	野坂田849	380
	山岸・其綿・吉・安田		木島地区活性化センター		○	木島1011	300
			木島平村体育館(※2)			木島平村大字往郷991-5	300
		山岸・其綿・吉・坂井・下木島・天神堂	木島平中学校		○	木島平村大字往郷839	200
			木島平村若者センター(※2)			木島平村大字往郷911-7	200
瑞穂地区	神戸・戸那子・中組・福島・富田※ ※福島・富田は土砂災害時	戸那子・中組・富田・関沢・柏尾・北原	飯山市立東小学校		○	瑞穂413	240
	福島・富田(地震時) ※土砂災害時は東小学校		飯山市立瑞穂保育園		○	瑞穂1112	140
	関沢・笹沢・針田・小菅	—	瑞穂地区活性化センター		○	瑞穂4174	210
	柏尾	—	柏尾農村研修集会施設		○	瑞穂豊693-1	130
	北原		北原コミュニティーセンター		○	瑞穂豊2149-3	150
柳原地区	南条・笹川・上新田	—	飯山市立泉台小学校		○	旭5339	270
	大川・涌井・堰口・大平		大川ふれあい交流センター		○	旭1601-7	60
	山口・四ツ屋		飯山市立いずみだい保育園		○	小佐原6762	170
	小佐原・藤ノ木		柳原地区活性化センター		○	小佐原6832	140
富倉地区	中谷・倉本・滝ノ脇・濁池		富倉地区活性化センター		○	富倉1769	140
外様地区	中曽根・顔戸・尾崎・中条・法寺	—	外様地区活性化センター		○	中曽根50-1	280
		尾崎・顔戸・(田町・北町・愛宕町・神明町・市ノ口・有尾・上野・大倉崎・柳新田・戸隠・大池・上水沢・下水沢・大塚・小沼)	飯山市市民体育館		○	旭4722	1,160

地区	地域 (災害別に避難所等が異なることに留意)		指定避難所	洪水時 2次避難 所(※ 1)	指定緊急 避難場所と 指定避難所を 兼ねる	所在地	収容可 能人数
	地震・土砂災害等	洪水					屋内
常盤地区		上野・大倉崎・柳新田・戸隠・大池・上水沢・下水沢・大塚・小沼・(田町・北町・愛宕町・神明町・市ノ口・有尾・尾崎・顔戸)	飯山市市民体育館		○	旭4722	1,160
	(南条・笹川・上新田)	—	飯山市立泉台小学校		○	旭5339	270
	柳新田・上野・大倉崎・大池・小沼	—	飯山市立常盤小学校		○	常盤5228	240
	戸隠	—	飯山市立常盤保育園		○	常盤5256-5	290
	上水沢・下水沢・大塚	—	常盤地区活性化センター		○	常盤1498	300
	戸狩・戸狩新田・小泉	—	飯山市立城北中学校		○	照里808-1	430
	(瀬木・蕨野・今井・曾根・三郷・北条・五荷)	小泉・戸狩・戸狩新田・(小境・今井(川面)・大深・上境・下境)	トピアホール		○	豊田6569	938
太田地区	五東・堀之内・大深	—	飯山市立戸狩小学校		○	豊田4975	300
	小境・柳沢		飯山市立とがり保育園		○	豊田4931-1	310
	瀬木・蕨野・今井・曾根・三郷・北条・五荷	小境・今井(川面)・大深・(小泉・戸狩・戸狩新田・上境・下境)	トピアホール		○	豊田6569	938
岡山地区	(瀬木・蕨野・今井・曾根・三郷・北条・五荷)	上境・下境・(小境・今井(川面)・大深・小泉・戸狩・戸狩新田)	トピアホール		○	豊田6569	938
	藤沢	—	エコパーク寒川		○	照岡2600-1	200
	西大滝	—	西大滝農村研修集会施設		○	照岡3027-1	50
	温井	—	温井多目的交流センター		○	一山537	50
		—	上境多目的集会センター			一山1798-5	60
	上境・下境	—	いいやま湯滝温泉		○	一山1898-1	130
	桑名川(名立・馬場・和水・新屋)	桑名川・藤沢第一・藤沢第二・西大滝	岡山地区活性化センター	森の家ターミナルハウス	○	照岡487-6	210
	桑名川(土倉・柄山)・羽広山		森の家ターミナルハウス		○	照岡1571-15	347

(※1) 洪水時2次避難所：最大規模の浸水が想定される場合は、さらに安全な避難所に避難する

(※2) 木島平村体育館及び木島平村若者センターについては、木島平村村民が使用しない場合のみ使用可とする  
(令和2年6月 木島平村との災害時における避難所等施設利用に関する協定に基づく)

※ 指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所で、円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、基準に適合する施設又は場所を、異常な現象(洪水、土砂災害、地震、大規模火災)ごとに指定しなければならない。

※ 指定基準

- (1) 安全な構造であり、周辺に危険を及ぼすおそれがある物がないこと。
- (2) 異常な現象に対して安全区域内であること。ただし、安全な構造であることに加え、洪水等の場合は、浸水想定以上の階を有し避難が可能な場合は、この限りではない。
- (3) 災害が切迫した状況において、速やかに開設可能であること。

※ その他:指定緊急避難場所と指定避難所は、兼ねることができる。

※ 指定避難所は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでの間、滞在させる施設

※ 指定基準

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所
- (4) 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所

## 第11章 水防配備の解除

### 第1節 水防管理団体の非常配備の解除

市は、水位が氾濫注意水位以下に減じ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、北信建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

### 第2節 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに消防団長に報告し、消防団長は市長に報告するものとする。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第12章 協力及び応援

### 第1節 河川管理者の協力

河川管理者北陸地方整備局及び長野県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 河川に関する情報提供
- 2 重要水防区域の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与
- 5 水防活動の記録及び広報

### 第2節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、他の市町村長又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

### 第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、飯山警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

#### 第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、市地域防災計画の定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行う。

#### 第5節 水防連絡会との連携

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

#### 第6節 企業(地元建設業等)との連携

市は出水時の水防活動に際し、「公共機関及びその他事業者との相互応援協定」に基づき応援に要する人員、資機材及び物資等の提供を求めるものとする。

#### 第7節 住民、自主防災組織等との連携

市は水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

### 第13章 水防報告等

#### 第1節 水防記録

水防作業員が出動したとき水防管理者は、次の記録を作成し保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況

- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

## 第2節 水防報告

水防管理者は、水防実施後10日以内にその状況を水防法施行細則(昭和26年5月17日付、長野県規則第42号)に定める資料13-1により、北信建設事務所長を経由して知事に報告する。

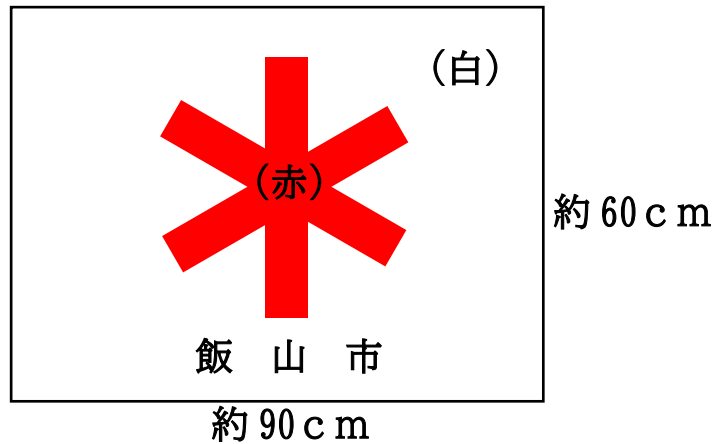
1 天気状況										
年月日	日雨量	風速	風向	気温		摘要				
						始雨 日 時ころ 終雨 日 時ころ				
2 こう水の増減										
		量水標	標高	メートル		平水位	メートル			
年月日	時刻	水位	摘要	年月日	時刻	水位	摘要			
(注) 通報水位より通報水位に復するまで毎時観測値										
3 消防団の出動の時刻及び人員、作業状況、居住者の出勤状況、応援状況										
年月日	消防団員		作業内容	効果	隣接消防団員		居住者		総員	摘要
	出勤人員	時間			応援人員	時間	出勤人員	時間		
4 堤防その他の施設の有無										
河川名	地名	工種	被害内容		被害延長	被害金額	摘要			
5 使用機材の種類及び員数並びに回収分										
備蓄所名	使用機材			員数	回収員数	損失金額	摘要			
6 水防法第21条による負担下命の種類及び員数										
種類	員数	損失額	損失者住所	損失者氏名		摘要				
7 災害救助隊の援助状況（適宜実情を記載すること。）										
8 立ち退き状況（適宜実情を記載すること。）										
9 水防関係者の死亡及び傷害										
り災種別	職務	氏名	生年月日	所属水防管理団体名		摘要				
10 殊勲者及びその功績（適宜実情を記載すること。）										
11 水防に要した経費										
人件費	資材費	補償費	その他	合計		摘要				
12 事後水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見										



## 第14章 水防標識等

### 第1節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



### 第2節 身分証票

法第49条第2項に規定された水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は次のとおりとする。

第 号
住所
氏名
職名
水防法第49条第2項の規定による水防職員の証
年 月 日交付
飯山市長 印

## 第15章 費用負担と公用負担

### 第1節 費用負担

#### 1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援に要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

## 2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定めるものとする。当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

### 第2節 公用負担

#### 1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

#### 2 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するとき、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使する。

公 用 負 担 命 令 書			
第 号	次のとおり	のため	することを命ずる。
	年 月 日		
		市長名	(印)
1	目的物の種類	員数	
2	負担内容	使用 収用 処分	
		-----切 取 線 -----	
		受 領 証	
第	号の公用負担命令書を受領しました。		
	年 月 日	殿	
		氏名	(印)

#### 3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長・消防団長又は分団長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
	氏名
上記の者	の区域における水防法第21条第1項の規定の 権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日	
	市長（又は消防団長） 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

#### 4 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第 16 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 第 1 節 洪水対応

#### 1 浸水想定区域の指定

国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、本市に係る浸水想定区域は別添資料「浸水想定区域図」のとおりである。

#### 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
  - ロ 大規模な工場その他の施設(イに掲げるものを除く)であって市地域防災計画に名称及び所在地を定められたもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

#### 3 洪水ハザードマップ

市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場

所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し印刷物を各世帯に配布する。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市ホームページに掲載し、住民が情報を受けられる状態にする。この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保に活用する。

#### 4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図り、必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに自衛水防組織を置くよう努める。要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等により、洪水予報等の情報収集に努める。

#### 5 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等により、洪水予報等の情報収集に努める。

### 第17章 水防協力団体

市は、水防協力団体の申請・指定及び運用について、災害時応援協定の締結状況、内容等も含めて、今後検討する。

### 第18章 水防協議会

飯山市水防協議会条例 (昭和55年10月4日  
条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第26条第5項の規定により、飯山市水防協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 関係行政機関の職員である委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が、委員の職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(招集)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の成立及び議決)

第6条 会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会の運営について必要があるときは、部会を置くことができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯山市水防協議会

(順不同)

役 職	所 属	氏 名
会 長	飯山市長	
委 員	飯山市副市長	
//	国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所長	
//	北信地域振興局長	
//	北信建設事務所長	
//	飯山警察署長	
//	飯山市区長会協議会長	
//	岳北消防本部消防長	
//	飯山市消防団長	
//	飯山市赤十字奉仕団委員長	
//	坂井水防団長	
//	下木島水防団長	
//	天神堂水防団長	
//	教育長	
//	総務部長	
//	民生部長	
//	経済部長	
//	建設水道部長	
//	教育部長	
//	文化振興部長	
//	議会事務局長	

※飯山市水防協議会条例第2条第2項に基づき指名する委員は副市長とし、その職務を代理する。



## 飯山市水防計画

改訂年月　：令和4年10月

発　　行　：飯山市

編　　集　：危機管理防災課